

目次

1. はじめに
2. 統計からみる CLM 諸国からの移民労働者の実態
 - 2.1 外国人労働者のカテゴリ
 - 2.2 CLM 諸国からの移民労働者の就労業種
 - 2.3 CLM 諸国からの移民労働者の就労地域
3. タイ政府による外国人労働者政策
 - 3.1 タイ政府による外国人労働者政策の変遷
 - 3.2 CLM 各国との労働移動に関する二国間覚書
 - 3.3 「仏暦 2551 年（2008 年）外国人就労法」
 - 3.4 軍事政権における移民労働者政策
4. CLM 諸国における労働移動への取り組み
 - 4.1 ASEAN 域内労働移動
 - 4.2 カンボジア
 - 4.3 ラオス
 - 4.4 ミャンマー
5. おわりに

<資料 1>

「2008 年（仏暦 2551 年）外国人就労法」関連条文抜粋和訳

<資料 2>

「仏暦 2541 年（1998 年）労働者保護法」関連条文抜粋和訳

<資料 3>

タイ政府と CLM 各国との二国間覚書

¹ 京都大学大学院工学研究科特定助教

図表

1. カテゴリ別外国人労働者の割合（2016年12月）
2. カテゴリ別 CLM 諸国からの移民労働者数（2016年12月）
3. 国籍証明手続きに基づく CLM 諸国からの移民労働者数内訳（2016年12月）
4. 二国間覚書に基づく CLM 諸国からの移民労働者数内訳（2016年12月）
5. 国籍証明手続きに基づく CLM 諸国からの移民労働者が就労する業種（上位3位）
6. 二国間覚書に基づく手続きによる CLM 諸国からの移民労働者が就労する業種（上位3位）
7. 非定住または季節労働による CLM 諸国からの移民労働者が就労する業種（上位3位）
8. CLM 諸国からの移民労働者の業種別労働者数(1)-国籍証明手続き（2016年12月）
9. CLM 諸国からの移民労働者の業種別労働者数(1)-二国間覚書（2016年12月）
10. CLM 諸国からの移民労働者の業種別労働者数(1)-非定住・季節労働（2016年12月）
11. CLM 諸国からの移民労働者の就労地域
12. 外国人労働者の就労する地域の割合（2016年12月）
13. 地域別労働者数（カテゴリ別）（2016年12月）
14. CLM 諸国からの移民労働者の国籍証明手続き，二国間覚書に基づく手続き，および非定住・季節労働カテゴリの地域別労働者数
15. ミャンマー人労働者（国籍証明手続き，二国間覚書に基づく手続き，および非定住・季節労働カテゴリ）の就労地域割合
16. ラオス人労働者（国籍証明手続き，二国間覚書に基づく手続き，および非定住・季節労働カテゴリ）の就労地域割合
17. カンボジア人労働者（国籍証明手続き，二国間覚書に基づく手続き，および非定住・季節労働カテゴリ）の就労地域割合
18. CLM 諸国からの移民労働者の地域別労働者数(1)-国籍証明手続き（2016年12月）
19. CLM 諸国からの移民労働者の地域別労働者数(2)-二国間覚書（2016年12月）
20. CLM 諸国からの移民労働者の地域別労働者数(3)-非定住・季節労働（2016年12月）
21. 1992年から2000年間の CLM 諸国からの移民労働者に対する就労許可制度の変遷
22. タイと CLM 諸国との二国間覚書の締結
23. 労働移動と移民労働者の種類
24. ミャンマー国外移民労働者数(2014年)
25. タイへのミャンマー人移民労働者の男女別年齢構成（2014年）

1. はじめに

2015年12月31日、アセアン経済共同体（ASEAN Economic Community: AEC）が発足し、これまで進められてきたASEAN域内におけるヒト・モノ・カネの動きの自由化がますます進むことが予想されている。本稿では、ASEAN域内での人の流れ、特にタイにおける非熟練外国人労働者の移動について着目し、その実態と法制度を概観するとともに今後の課題について論じることを試みる。

2017年2月8日、タイ国防省報道官のKongcheep Tantrawanitは、2022年までに国籍証明を取得させ、不法就労外国人の数をゼロにしたい、との見解を示した²。2016年12月のタイ労働省の発表によれば、就労許可証を有してタイ国内で就労する外国人労働者の総数は140万人³を超え、新聞報道⁴によれば、さらに約130万人の不法就労の状態にある外国人労働者がいるといわれている。

ミャンマー人をはじめとする非熟練外国人労働者は、サムットサーコン県やラヨーン県といった沿岸県に多く居住し、漁業や水産加工業に従事している。また、首都バンコクにあっても建設作業員や屋台の売り子にミャンマー人と見受けられる人々が働いているのを目にすることは珍しいことではない。外国人労働者、特にタイ近隣のカンボジア、ラオス、ミャンマー（以下、CLM）諸国からの非熟練労働者の存在は、タイ社会にとって重要な労働力として欠くことのできない存在となっている。

タイは、1980年代末期、当時のチャーチャイ首相の「戦場から市場へ」のスローガンのもと、急速な経済成長を果たし、インドシナ諸国の優等生としてメコン流域地域の経済をけん引する役割を担ってきた。このタイの経済成長を裏で支えてきたのは、不法就労者としてタイで働くCLM諸国の非熟練労働者たちであった。

労働移動の観点からみると、タイは労働者の送出し国であると同時に近隣の東南アジア諸国、特に、CLM諸国から多くの労働者を受け入れている。しかし、長い間、タイは単純労働に従事する非熟練外国人労働者の就労を認めてこなかったため、CLM諸国からタイに入国し就労する非熟練労働者は、不法就労者として、違法な存在としての位置づけであった。

しかし、タイ経済の成長に伴い、タイの労働力不足が深刻化し、CLM諸国からの非熟練労働者は、タイの経済成長を支えるうえで、必要不可欠な存在となるようになった。タイ政府はそのことをようやく認め、様々な方法で不法就労者を合法化する手段を考えだし

² Bangkok Post, 9 February, 2017.

<<http://www.bangkokpost.com/news/security/1195189/government-pushes-to-document-all-migrants>>

以下、インターネット情報は、日付が入っているもの以外はすべて2017年2月28日現在である。

³ ฝ่ายสารสนเทศ กลุ่มงานการจักระบบของค์การเอกชน การเคลื่อนย้ายบุคคลตามข้อตกลงการค้าเสรีและสารสนเทศ สำนักบริหารแรงงานต่างด้าว กรมการจัดหางาน กระทรวงแรงงาน, ข้อมูลประจำเดือน ธันวาคม ๒๕๕๙ สถิติจำนวนคนต่างด้าวได้รับอนุญาตทำงานคงเหลือทั่วราชอาณาจักร (労働省雇用局外国人労働者管理事務所, 『2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計』), 2016.12. <http://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/alien_th/b579b43c5c135321afec8d83c4ed4aa4.pdf> 以下、インターネット情報はすべて2017年2月28日現在。

⁴ *op.cit.*2.

てきた。

本稿では、CLM 諸国からタイに流入する非熟練労働者に焦点をあて、タイ政府の外国人労働者政策、法制度を概観すると同時に、非熟練外国人労働者の雇用の現状と問題点について論じることを試みる。

2. 統計からみる CLM 諸国からの移民労働者の実態

2.1 外国人労働者のカテゴリ

タイにおいて合法的に就労する外国人労働者（熟練，非熟練を問わず）は，次の 7 つのカテゴリ⁵に分けられる。

すなわち，

- i) 「永住者」
- ii) 「2008 年外国人就労法⁶ 第 9 条に基づく一般外国人労働者」
- iii) 「仏暦 2551 年外国人就労法第 9 条に定める国籍証明手続きに基づき就労する外国人労働者」
- iv) 「仏暦 2551 年外国人就労法第 9 条に定める二国間覚書に基づき就労する外国人労働者」
- v) 「仏暦 2551 年外国人就労法第 12 条に定める投資促進法に基づき就労する外国人労働者」
- vi) 「仏暦 2551 年外国人就労法第 13 条に定める理由によりタイ国籍を有していない労働者」
- vii) 「仏暦 2551 年外国人就労法」第 14 条に定める非定住，または季節労働者」

である。

まず，数字の上からタイにおける外国人労働者を概観してみよう。

2016 年 12 月労働省雇用局発表の統計情報⁷によれば，タイで合法的に就労する外国人労働者の総数は 1,476,841 人，その内訳を人数の多い順にみると，国籍証明手続きによる外国人労働者 897,828 人，二国間覚書に基づく手続きによる外国人労働者 392,749 人，一般外国人労働者 106,006 人，投資促進法に基づく外国人労働者 43,175 人，外国人就労法第 13 条の理由によりタイ国籍を有していない者（少数民族）28,831 人，非定住者・季節労働者 7,757 人，定住者 495 人となっている。

国籍証明手続きや二国間覚書といった就労許可を与える枠組みについてはその歴史的経緯を含め，第 3 章で概説するが，このうち，国籍証明手続きによる外国人労働者とは，すでにタイで就労している CLM 諸国からの移民労働者に対して実施される就労許可付与手続きで，送出国による国籍証明関連書類等を提示することで就労許可証を付与された労働者を意味する。このカテゴリに属する CLM 諸国からの移民労働者は，次の図表 1 に示す通り，タイで就労する外国人労働者の 6 割以上を占めている。これはすなわち，事前

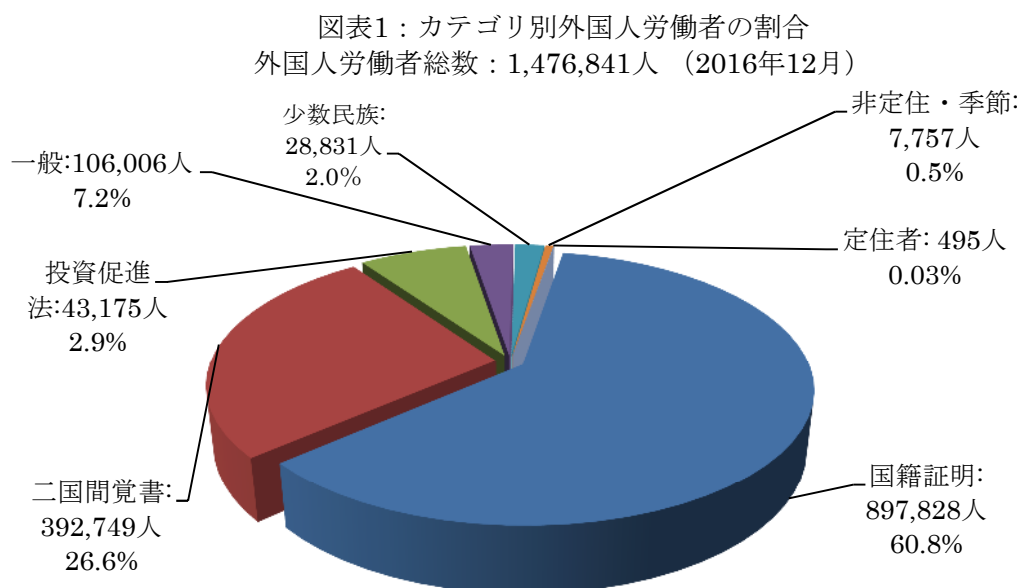
⁵ <資料 1> 「2008 年（仏暦 2551 年）外国人就労法」抜粋翻訳を参照。

⁶ 「仏暦 2551 年外国人就労法」พระราชบัญญัติการทำงานคนต่างด้าว พ.ศ. ๒๕๕๑

<<http://web.krisdika.go.th/data/law/law2/%a149/%a149-20-2551-a0001.pdf>>

⁷ สำนักบริหารแรงงานต่างด้าว กรมการจัดหางาน กระทรวงแรงงาน, *op.cit.*3.

に就労許可を得ずにタイで就労する外国人労働者の数の多さを表していることに他ならない。また、二国間覚書に基づき就労する外国人労働者の数が、国籍証明により就労許可を得る労働者と比較して少ないのは、二国間覚書の履行にある程度の制約や問題があることを示しているといえる。非定住・季節労働者とは、国境周辺に居住する外国人労働者がタイとの国境を往来しながらタイで就労する場合や、特に農業分野で季節労働者としてある期間に限り越境してタイで就労する場合を指す。



（労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表1をもとに筆者作成）

CLM 諸国からの移民労働者に限定し、カテゴリ別に労働者の人数をみてみると、次のとおりとなる。

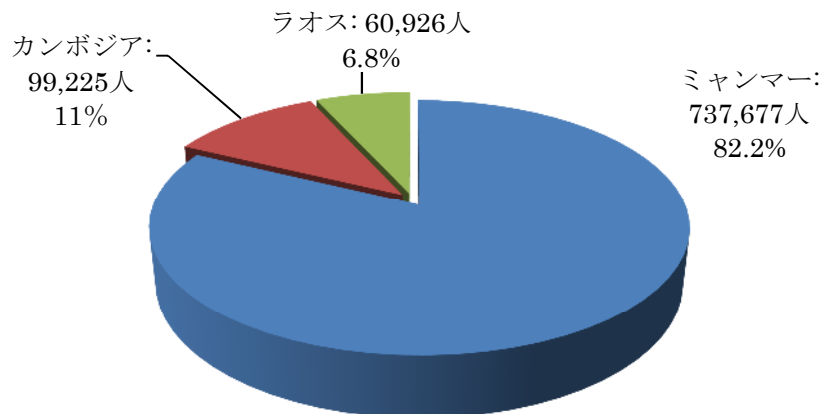
図表 2 : カテゴリ別 CLM 諸国からの移民労働者数 (2016 年 12 月)

国	人数 (人)	外国人就労法第 9 条				外国人 就労法 第 12 条	外国人 就労法 第 13 条	外国人 就労法 第 14 条
		永住者	一般	国籍証明 手続き	二国間 覚書	投資 奨励法		非定住・季 節労働
ミャンマー	940,054	0	1,809	737,677	195,752	188	3,786	842
ラオス	105,953	0	147	60,926	44,677	28	175	0
カンボジア	259,096	0	383	99,225	152,320	18	235	6915
合計	1,305,103	0	2,339	897,828	392,749	234	4,196	7,757

(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016 年 12 月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表 27 をもとに筆者作成)

タイに就労する外国人労働者のカテゴリのなかで最も大きな割合を占める国籍証明手続きによる労働者の内訳は、図表 3 に示すとおり、ミャンマー人 737,677 人、カンボジア人 99,225 人、ラオス人 60,926 人の順で、ミャンマー人が最も多く、全体の 8 割以上を占めていることがわかる。

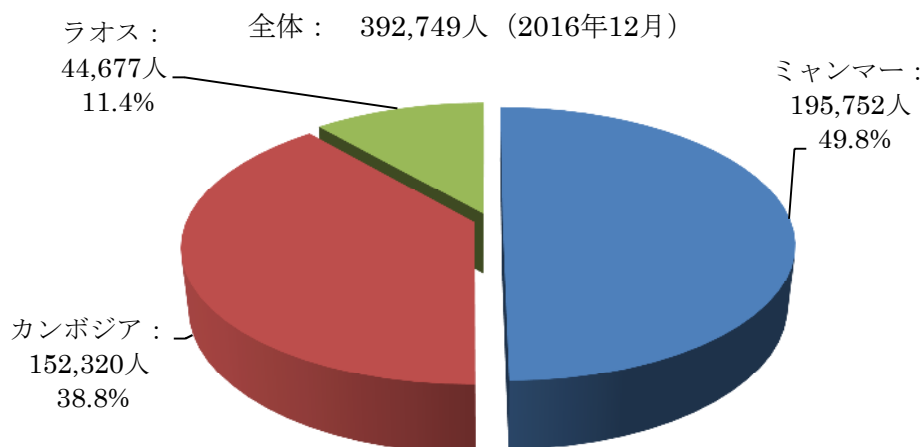
図表 3 : 国籍証明手続きに基づく CLM 諸国からの移民労働者数内訳
全体 : 897,828 人 (2016 年 12 月)



(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016 年 12 月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表 4 をもとに筆者作成)

一方で、二国間覚書に基づく手続きにより就労許可を取得した CLM 諸国からの移民労働者数は、二国間覚書に基づく CLM 諸国からの移民労働者総数 392,749 人のうち、ミャンマー人が 195,752 人、カンボジアが 152,320 人、ラオスが 44,677 人となっており、ミャンマー人労働者の数が半数近くの 49.8% を占めているが、国籍証明手続きにより就労許可を受ける CLM 諸国の労働者の状況と異なり、特にカンボジアからの移民労働者が国籍証明手続きよりも二国間覚書に基づく手続きを多く利用していることがわかる。

図表4：二国間覚書に基づくCLM諸国からの移民労働者内訳



(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表5をもとに筆者作成)

2.2 CLM 諸国からの移民労働者の就労業種

では、次に、就労許可を得る方法と業種の関係について見てみよう。

2016年12月現在の CLM 諸国からの移民労働者の業種別人数と割合は、次のとおりである⁸。

国籍証明手続きに基づく労働者数	897,828 人
二国間覚書に基づく手続きによる労働者数	392,746 人
非定住、または季節労働の労働者数	7,757 人

⁸ สำนักบริหารแรงงานต่างด้าว กรมการจัดหางาน กระทรวงแรงงาน, *op.cit.*3., p.1.

図表 5：国籍証明手続きに基づく CLM 諸国からの移民労働者の就労業種
(上位 3 位)

業種	人数 (人)	割合 (%)
建設作業員	171,451	19.1
サービス業	123,216	13.7
農業・畜産業	106,411	11.9

図表 6：二国間覚書に基づく手続きによる CLM 諸国からの移民労働者の就労業種
(上位 3 位)

業種	人数 (人)	割合 (%)
サービス業	92,473	23.6
建設作業員	73,624	18.8
継続的な農業	44,176	11.3

図表 7：非定住・季節労働による CLM 諸国からの移民労働者の就労業種
(上位 3 位)

業種	人数 (人)	割合 (%)
農業・畜産業	3,890	50.2
建設作業員	1,102	14.2
継続的な農業	528	6.8

図表 5, 6, 7 をみると、建設業（建設作業員）、農畜産業、サービス業が CLM 諸国からの移民労働者の就労する業種の多くを占めていることがわかる。

これらを踏まえて、CLM 諸国からの移民労働者が就労する業種ごとの人数を具体的に
 見てみることにする。国籍証明手続きに基づく労働者、二国間覚書に基づく手続きによる
 労働者、そして非定住・季節労働者の場合を次の図表 8, 9, 10 でそれぞれ示す。

図表 8 : CLM 諸国からの移民労働者の業種別労働者数(1)-国籍証明手続き
(2016年12月)

人数 業種	合計	ミャンマー (人)			ラオス (人)			カンボジア (人)		
	(人)	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
	897,828	737,677	420,392	317,285	60,926	30,969	29,957	99,225	56,057	43,168
農林畜産業	106,411	95,253	55,382	39,871	5,170	2,821	2,349	5,988	3,258	2,730
農畜産業	106,411	95,253	55,382	39,871	5,170	2,821	2,349	5,988	3,258	2,730
漁業	1	12,186	11,296	890	397	260	137	1,295	916	379
漁業	1	12,186	11,296	890	397	260	137	1,295	916	379
採掘業	927	885	588	297	20	13	7	22	8	14
採掘業	927	885	588	297	20	13	7	22	8	14
製造業	313,493	269,324	145,322	124,002	13,999	6,937	7,062	30,170	16,852	13,318
継続的漁業	66,211	61,621	31,234	30,387	1,450	705	745	3,140	1,576	1,564
継続的農業	76,613	68,053	39,242	28,811	2,354	1,249	1,105	6,206	3,374	2,832
継続的食肉処理業	16,295	11,734	6,667	5,067	804	465	339	3,757	2,212	1,545
水産加工業	4,934	4,887	1,249	3,638	36	15	21	11	7	4
リサイクル業	15,815	11,483	6,478	5,005	935	435	500	3,397	1,837	1,560
土材加工販売	4,852	4,123	2,385	1,738	307	155	152	422	232	190
工具製造販売	19,958	15,445	10,508	4,937	1,170	667	503	3,343	1,820	1,523
石材加工販売	2,184	1,389	836	553	186	102	84	609	368	241
衣料品製造販売	49,967	43,154	19,508	23,646	3,213	1,454	1,759	3,600	1,978	1,622
化学製品製造販売	35,454	30,178	16,331	13,847	2,230	908	1,322	3,046	1,782	1,264
紙製品製造販売	8,017	6,278	4,031	2,247	704	479	225	1,035	695	340
電気製品製造販売	13,193	10,979	6,853	4,126	610	303	307	1,604	971	633
建設業	171,451	137,799	81,156	56,643	6,010	3,297	2,713	27,642	16,382	11,260
建設業	171,451	137,799	81,156	56,643	6,010	3,297	2,713	27,642	16,382	11,260
卸・販売・車修理	106,491	82,407	48,418	33,989	13,711	6,138	7,573	10,373	5,664	4,709
金属製品販売	27,513	23,055	15,378	7,677	1,780	931	849	2,678	1,658	1,020
食品販売	48,788	36,859	20,293	16,566	7,848	3,141	4,707	4,081	2,039	2,042
卸・小売り・屋台	30,190	22,493	12,747	9,746	4,083	2,066	2,017	3,614	1,967	1,647
運送運搬	8,175	6,317	4,273	2,044	420	267	153	1,438	1,043	395
陸・海上運搬業	8,175	6,317	4,273	2,044	420	267	153	1,438	1,043	395
不動産・レンタル・サービス	17,539	12,121	8,103	4,018	2,928	1,412	1,516	2,490	1,268	1,222
車両修理洗浄	10,084	6,952	4,511	2,441	1,692	654	1,038	1,440	625	815
ガソリンスタンド	7,455	5,169	3,592	1,577	1,236	758	478	1,050	643	407
健康・医療	2,315	1,617	748	869	299	144	155	399	219	180
教育・財団・医療施設	2,315	1,617	748	869	299	144	155	399	219	180
サービス	123,216	93,793	58,261	35,532	11,961	8,466	3,495	17,462	9,714	7,748
その他サービス業	123,216	93,793	58,261	35,532	11,961	8,466	3,495	17,462	9,714	7,748
家庭内使用人	33,932	25,975	6,845	19,130	6,011	1,214	4,797	1,946	733	1,213
使用人	33,932	25,975	6,845	19,130	6,011	1,214	4,797	1,946	733	1,213

(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表22)

図表 9 : CLM 諸国からの移民労働者の業種別労働者数(1)- 二国間覚書
(2016年12月)

人数 業種	合計	ミャンマー (人)			ラオス (人)			カンボジア (人)		
	(人)	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
	392,749	195,752	117,879	77,873	44,677	22,055	22,622	152,320	88,206	64,114
農林畜産業	19,262	9,986	5,532	4,404	3,705	2,063	1,642	5,621	3,072	2,549
農畜産業	19,262	9,986	5,532	4,404	3,705	2,063	1,642	5,621	3,072	2,549
漁業	1,108	791	782	9	34	29	5	283	271	12
漁業	1,108	791	782	9	34	29	5	283	271	12
採掘業	193	76	37	39	52	38	14	65	51	14
採掘業	193	76	37	39	52	38	14	65	51	14
製造業	154,536	86,279	46,596	39,683	13,508	7,186	6,322	54,749	30,757	23,992
継続的漁業	17,449	13,275	6,856	6,419	890	531	359	3,284	1,656	1,628
継続的農業	44,176	19,415	12,022	7,393	3,244	1,605	1,639	21,517	12,005	9,512
継続的食肉処理業	21,742	13,322	5,980	7,342	1,732	883	849	6,688	3,685	3,003
水産加工業	1,959	1,919	856	1,063	39	21	18	1	0	1
印刷業	4,920	1,864	1,249	615	972	566	406	2,084	1,248	836
土材加工販売	1,556	671	513	158	295	149	146	590	387	203
工具製造販売	8,426	4,025	2,971	1,054	1,639	998	641	2,762	1,828	934
石材加工販売	621	176	87	89	100	55	45	345	214	131
衣料品製造販売	21,220	13,349	5,292	8,057	1,949	833	1,116	5,922	2,896	3,026
化学製品製造販売	15,997	7,144	4,293	2,851	1,650	988	662	7,203	4,020	3,183
紙製品製造販売	3,400	1,594	1,061	533	332	157	175	1,474	857	617
電気製品製造販売	13,070	9,525	5,416	4,109	666	400	266	2,879	1,961	918
建設業	73,624	35,141	27,310	7,831	5,437	3,245	2,192	33,046	20,754	12,292
建設業	73,624	35,141	27,310	7,831	5,437	3,245	2,192	33,046	20,754	12,292
卸・販売・車修理	37,706	14,051	8,846	5,205	10,837	4,947	5,890	12,818	7,398	5,420
金属製品販売	9,984	4,268	3,161	1,107	1,510	1,007	503	4,206	2,837	1,369
食料品販売	18,299	6,043	3,119	2,924	6,557	2,655	3,902	5,699	2,958	2,741
卸・小売り・屋台	9,423	3,740	2,566	1,174	2,770	1,285	1,485	2,913	1,603	1,310
運送運搬	1,349	682	546	136	159	122	37	508	320	188
陸・海上運搬業	1,349	682	546	136	159	122	37	508	320	188
不動産・レンタル・サービス	4,976	1,390	870	520	1,787	1,056	731	1,799	1,106	693
車両修理洗浄	2,620	640	392	248	946	567	379	1,034	624	410
ガソリンスタンド	2,356	750	478	272	841	489	352	765	482	283
健康・医療	337	72	32	40	76	31	45	189	143	46
教育・財団・医療施設	337	72	32	40	76	31	45	189	143	46
サービス	92,473	45,510	26,356	19,154	4,990	2,505	2,485	41,973	23,869	18,104
その他サービス業	92,473	45,510	26,356	19,154	4,990	2,505	2,485	41,973	23,869	18,104
家庭内使用人	7,185	1,824	972	852	4,092	833	3,259	1,269	465	804
使用人	7,185	1,824	972	852	4,092	833	3,259	1,269	465	804

(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表24)

図表 10 : CLM 諸国からの移民労働者の業種別労働者数(1)- 非定住・季節労働
(2016年12月)

人数 業種	合計	ミャンマー (人)			ラオス (人)			カンボジア (人)		
	(人)	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
	7,757	842	423	419	0	0	0	6,915	3,845	3,070
農林畜産業	3,890	41	24	17	0	0	0	3,849	2,102	1,747
農畜産業	3,890	41	24	17	0	0	0	3,849	2,102	1,747
漁業	188	0	0	0	0	0	0	188	188	0
漁業	188	0	0	0	0	0	0	188	188	0
採掘業	4	0	0	0	0	0	0	4	1	3
採掘業	4	0	0	0	0	0	0	4	1	3
製造業	1,180	450	176	274	0	0	0	730	422	308
継続的漁業	52	44	37	7	0	0	0	8	7	1
継続的農業	528	86	53	33	0	0	0	442	273	169
継続的食肉処理業	57	15	13	2	0	0	0	42	22	20
水産加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷業	38	5	4	1	0	0	0	33	20	13
土材加工販売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工具製造販売	87	28	28	0	0	0	0	59	38	21
石材加工販売	15	0	0	0	0	0	0	15	7	8
衣料品製造販売	321	263	32	231	0	0	0	58	15	43
化学製品製造販売	62	0	0	0	0	0	0	62	31	31
紙製品製造販売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気製品製造販売	20	9	9	0	0	0	0	11	9	2
建設業	1,102	96	84	12	0	0	0	1,006	627	379
建設業	1,102	96	84	12	0	0	0	1,006	627	379
卸・販売・車修理	881	155	84	71	0	0	0	726	332	394
金属製品販売	28	6	6	0	0	0	0	22	20	2
食料品販売	436	74	29	45	0	0	0	362	148	214
卸・小売り・屋台	417	75	49	26	0	0	0	342	164	178
運送運搬	50	18	14	4	0	0	0	32	26	6
陸・海上運搬業	50	18	14	4	0	0	0	32	26	6
不動産・レンタル・サービス	69	8	7	1	0	0	0	61	36	25
車両修理洗浄	9	3	3	0	0	0	0	6	3	3
ガソリンスタンド	60	5	4	1	0	0	0	55	33	22
健康・医療	2	0	0	0	0	0	0	2	1	1
教育・財団・医療施設	2	0	0	0	0	0	0	2	1	1
サービス	232	56	30	26	0	0	0	176	88	88
その他サービス業	232	56	30	26	0	0	0	176	88	88
家庭内使用人	159	18	4	14	0	0	0	141	22	119
使用人	159	18	4	14	0	0	0	141	22	119

(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表26)

図表 8, 9, 10 からわかることをいくつか挙げてみよう。

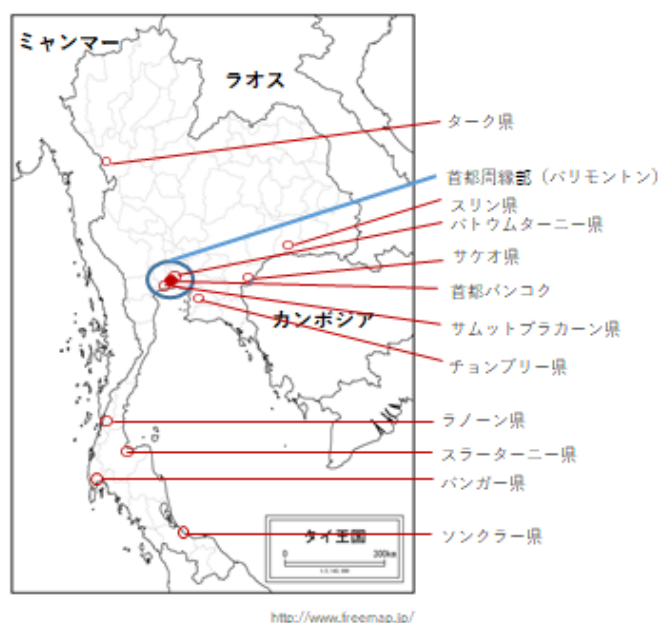
まず、国籍証明手続きでは、先の図表 5 でもみたとおり、建設業（建設作業員）に従事する労働者数が非常に多く、国籍証明手続きによるミャンマー人労働者の約 18.7%が建設業に就労している。これはカンボジア人も同様で、カンボジア人労働者の約 27.9%が建設業に従事している。非熟練労働者として従事する場合、特別な技術を必要としない建設作業員が就労しやすい業種であることがうかがえる。ラオス人についてみてみると、製造業のほかに、サービス業に従事する労働者が比較的多く 19.6%となっていることがわかる。これはラオス人の母語ラオス語とタイ語が非常に近い言語であることが背景にあるといえよう。特に家庭内の使用人などはラオス人労働者を雇用しやすい環境にあるといえる。

二国間覚書に基づく手続きによる労働者について注目されるのは、二国間覚書に基づく手続きによる労働者のほうが、国籍証明手続きによる労働者よりも数が多いカンボジア人の就労先として、サービス業、建設業につぎ、継続的農業（加工業を含む）の人数が多くなっていることである。国籍証明手続きの場合は、すでにタイに入学し、非熟練労働についている者たちであり、彼らにとって就労の計画性や継続性よりも、すぐに就労し収入を得ることのほうが優先される。一方、二国間覚書に基づく手続きを利用した場合、タイへの入国前に就労先の斡旋を受け、タイでの就労についての計画性や継続性を前提として手続きに入ることから、サービス業や継続性のある農業といった業種に就労する労働者が多いといえる。

2.3 CLM 諸国からの移民労働者の就労地域

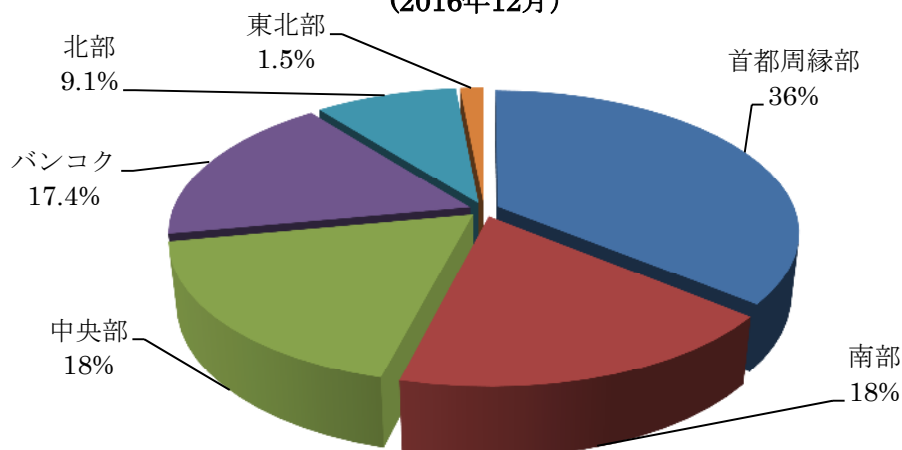
次に、CLM 諸国からの移民労働者の就労する地域の観点から、CLM 諸国からの移民労働者の実態を概観してみよう。

図表 11：CLM 諸国からの移民労働者の就労地域



まず、外国人労働者全体の就労する地域の割合は図表 12 のとおりである。

図表12：外国人労働者の就労する地域の割合
(2016年12月)



(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表1もとに筆者作成)

首都周縁部(「パリモントン」とは、バンコクに隣接するサムットプラカン県、ノンタブリー県、パトゥムターニー県、ナコンパトム県、サムットサーコン県を指す。

さらに地域別に外国人労働者のカテゴリ別に労働者数をみると図表 13 のとおりとなる。

図表 13：地域別労働者数 (カテゴリ別) (2016年12月)

地域	人数 (人)	外国人就労法第9条				外国人 就労法 第12条	外国人 就労法 第13条	外国人 就労法 第14条
		永住者	一般	国籍証明 手続き	二国間 覚書	投資 奨励法		非定住・ 季節労働
全国	1,476,841	495	106,006	897,828	392,749	43,175	28,831	7,757
バンコク	256,232	1	53,881	91,228	77,858	30,431	28,33	-
首都周縁部	531,517	-	11,612	377,991	137,961	1,053	2,900	-
中央部	265,790	-	13,684	123,447	107,126	9,630	6,044	5,859
北部	135,037	3	8,264	95,172	13,763	1,118	16,285	432
東北部	22,587	1	3,440	5,166	12,114	430	373	1,063
南部	265,678	490	15,125	204,824	43,927	513	396	403

(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表1もとに筆者作成)

労働者のカテゴリ別にみると、バンコク周縁部で就労する国籍証明手続きによる労働者数が多いことが顕著である。後述するが、バンコク周縁部には、大規模な工業団地が、またタイ湾に面した沿岸部には漁業・水産加工業が盛んな地域があるため、そのような地域で就労する外国人労働者（国籍証明手続きの場合には CLM 諸国からの移民労働者に限定される）が多いことを如実にあらわしている。

次に、CLM 諸国からの移民労働者に限定し、地域別に、国籍証明手続き、二国間覚書に基づく手続き、非定住・季節労働のカテゴリの国別の労働者数をみてみよう。

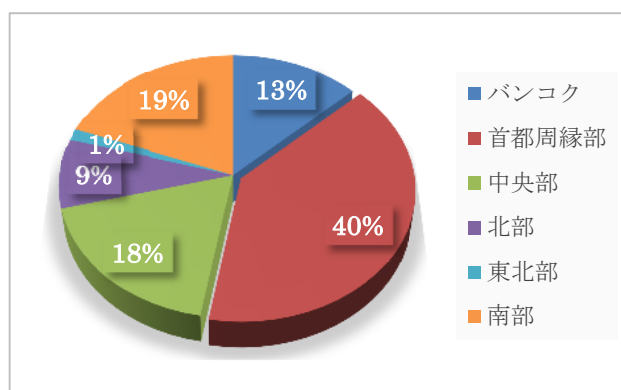
図表 14：CLM 諸国からの移民労働者の国籍証明手続き、二国間覚書に基づく手続き、および非定住・季節労働カテゴリの地域別労働者数

地域	合計（人）	ミャンマー（人）	ラオス（人）	カンボジア（人）
全国	1,298,334	934,271	105,603	258,460
バンコク	169,086	98,895	29,091	41,100
首都周縁部	515,952	368,129	41,622	106,201
中央部	236,432	124,396	18,898	93,138
北部	109,367	107,361	1,258	748
東北部	18,343	8,485	5,305	4,553
南部	249,154	227,005	9,429	12,720

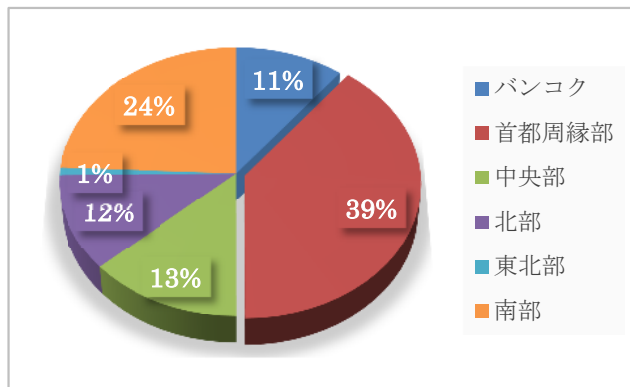
（労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表 27 もとに筆者作成）

図表 14 に示した国ごとの就労地域をその割合で見ると、次の図表のとおりとなる。いずれの国も首都周縁部での就労が多いことが顕著である。

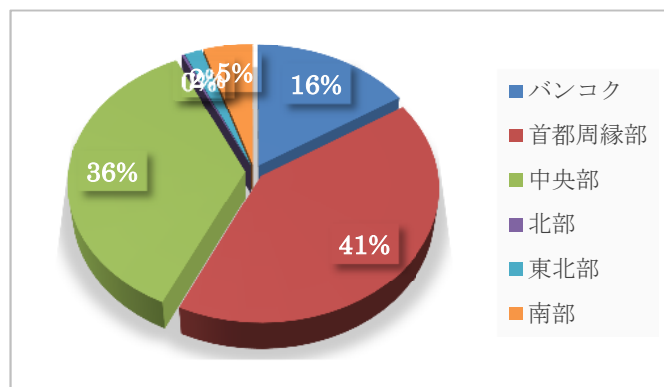
図表 15：ミャンマー人労働者（国籍証明手続き、二国間覚書に基づく手続き、および非定住・季節労働カテゴリ）の就労地域割合



図表 16：ラオス人労働者（国籍証明手続き，二国間覚書に基づく手続き，および非定住・季節労働カテゴリ）の就労地域割合



図表 17：カンボジア人労働者（国籍証明手続き，二国間覚書に基づく手続き，および非定住・季節労働カテゴリ）の就労地域割合



では、もう少し詳細に、カテゴリごとの地域別労働者数を図表 18，19，20 でみることにしよう。

まず、国籍証明手続きに基づく労働者たちの就労地を図表 18 で示す。

図表 18：CLM 諸国からの移民労働者の地域別労働者数(1)-国籍証明手続き
(2016年12月)

地域	合計 (人)	ミャンマー (人)			ラオス (人)			カンボジア (人)		
		合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
全国	897,828	737,677	420,392	317,285	60,926	30,969	29,957	99,225	56,057	43,168
バンコク	91,228	60,408	31,886	28,522	16,729	7,497	9,232	14,091	8,213	5,878
首都周縁部	377,991	292,618	169,806	122,812	29,070	16,469	12,601	56,303	31,639	24,664
中央部	123,447	88,685	50,308	38,377	8,692	4,142	4,550	26,070	14,354	11,716
北部	95,172	94,425	48,878	45,547	574	217	357	173	85	88
東北部	5,166	2,892	1,530	1,362	2,083	541	1,542	191	173	18
南部	204,824	198,649	117,984	80,665	3,778	2,103	1,675	2,397	1,593	804

(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016年12月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表4もとに筆者作成)

図表 18 からわかるとおり、CLM いずれの労働者も首都周縁部で多く就労していることが顕著にあらわれているが、そのなかでも特にミャンマー人の数が多くなっていることがわかる。具体的には、CLM いずれの労働者も多く就労しているのが、バンコクの北に隣接するパトゥムターニー県となっており、ミャンマー人 69,096 人、ラオス人 15,924 人、カンボジア人 33,808 人となっている⁹。パトゥムターニー県には、タイ最大のナワナコン工業団地 (Nava Nakorn Industrial Estate) ¹⁰があり、工業団地内の各社の工場で多くの CLM 諸国からの移民労働者が就労していることを示している。ここには日系企業も多く工場をおいており、日系の企業においても CLM 諸国からの移民労働者を雇用していると聞く。

さらに、バンコクの南に隣接するサムットサーコン県では、ミャンマー人が 898,697 人、ラオス人、カンボジア人については、それぞれ 3,777 人、3,227 人となっており、ミャンマー人が突出して多く就労していることがわかる。先に述べたとおり、サムットサーコン県は、漁業・水産加工業が盛んであり、特にミャンマー人労働者が同県の漁業・水産加工業に従事していることを示している。2012 年、アウン・サン・スーチー氏が 24 年ぶりにミャンマーを出国したとき、アウン・サン・スーチー氏が最初に訪問したのがこのサムットサーコン県である。ミャンマー人労働者のための人権擁護団体の事務所を訪問した際には、何千人ものミャンマー人労働者たちが集まったと報道されている¹¹。また、アウン・

⁹ สำนักบริหารแรงงานต่างด้าว กรมการจัดหางาน กระทรวงแรงงาน, *op.cit.*3., 表 4.

¹⁰ ナワナコン工業団地ホームページ URL

<<https://www.navanakorn.com/main.php?filename=index>>

同工業団地は、1971 年設立のタイで最も歴史の長い工業団地である。現在、192 社が操業している。2011 年秋にタイ中部を襲った大洪水の際、大きな被害を受けた。

¹¹ Bangkok Post, May 31, 2012.

サン・スーチー氏は国家顧問兼外相に就任後の 2016 年 6 月 23 日に同県を再び訪問し、ミャンマー人労働者たちを前に演説を行っている。

ミャンマー人については、タイ南部での就労も首都周縁部に次いで多くなっており、特にスラーターニー県が 59,966 人と最も多く、次いでラノー県 39,828 人、パンガー県 26,265 人となっている。南部はミャンマー国境に近い県が多くそのためにミャンマーからの労働者が多くなっているといえる。漁業や水産加工業、その他建設作業員等で就労しているとみられる。

つぎに二国間覚書に基づく手続きで就労する CLM 諸国からの移民労働者の就労地を地域別に見てみよう。

図表 19 : CLM 諸国からの移民労働者の地域別労働者数(2)-二国間覚書 (2016 年 12 月)

地域	合計 (人)	ミャンマー (人)			ラオス (人)			カンボジア (人)		
		合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
全国	392,749	195,752	117,879	77,873	44,677	22,055	22,622	152,320	88,206	64,114
バンコク	77,858	38,487	27,268	11,219	12,362	5,336	7,026	27,009	16,487	10,522
首都周縁部	137,961	75,511	43,264	32,247	12,552	6,869	5,683	49,898	28,090	21,808
中央部	107,126	35,704	21,169	14,535	10,206	5,033	5,173	61,216	35,692	25,524
北部	13,763	12,504	5,427	7,077	684	315	369	575	380	195
東北部	12,114	5,593	2,988	2,605	3,222	1,315	1,907	3,299	1,853	1,446
南部	43,927	27,953	17,763	10,190	5,651	3,187	2,464	10,323	5,704	4,619

(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016 年 12 月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表 5 もとに筆者作成)

二国間覚書に基づく手続きによる労働者たちについても CLM いずれの国の労働者も首都周縁部が多くなっている。就労する県単位¹²でみると、ミャンマー人はサムットサーコン県が 35,071 人となっており、一方、ラオスとカンボジアはパトゥムターニー県が多くなっているのがわかる。また、カンボジア人は中央部が最も多く、チョンブリー県に 29,150 人が就労している。カンボジア人労働者は、カンボジア国境に近いタイ西部に多く居住しているケースが多い。タイ湾に面したチョンブリー県はタイの国際貿易にとって重要な国際貨物港レムチャバン港を有し、アマタナコン工業団地 (Amata Nakorn Industrial Estat) やヘマラート・チョンブリー工業団地 (Hemaraj Chonburi Industrial Estat) など工業団地が多く立地していることもあり、カンボジア人労働者が多く就労していることを示している。また、南部ではソクラー県が多くなっており、ソクラー県南部工業団地で就労するものが多い可能性を示している。

<<http://www.bangkokpost.com/learning/easy/295907/aung-san-suu-kyi-visits-migrant-workers>>

¹² สำนักบริหารแรงงานต่างด้าว กรมการจัดหางาน กระทรวงแรงงาน, *op.cit.*3., 表 5.

次に、非定住・季節労働の労働者についてみてみよう。タイ領内に居住せず、就労のために国境を超えてくる労働者、あるいは労働力を必要とする季節になると国境を越えてタイ領内で就労する労働者たちである。図表 7 で示すとおり、大半が農業・畜産業に従事する労働者である。カンボジア人労働者は、タイと国境を接する、中央部、東北部が、また、ミャンマー人労働者は北部、南部の労働者数がともに多くなっている。

図表 20 : CLM 諸国からの移民労働者の地域別労働者数(3)-非定住・季節労働
(2016 年 12 月)

地域	合計 (人)	ミャンマー (人)			ラオス (人)			カンボジア (人)		
		合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
全国	7,757	842	423	419	-	-	-	6,915	3,845	3,070
バンコク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
首都周縁部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央部	5,859	7	5	2	-	-	-	5,852	3,308	2,544
北部	432	432	156	276	-	-	-	-	-	-
東北部	1,063	-	-	-	-	-	-	1,063	537	526
南部	403	403	262	141	-	-	-	-	-	-

(労働雇用局外国人労働者管理事務所「2016 年 12 月全国就労許可をうけた外国人労働者に関する統計」表 6 もとに筆者作成)

県単位で見ると、タイとの国境を行き来しながらタイで就労するカンボジア人労働者が多いのは、タイと国境を接するサケオ県 4,699 人、スリン県 924 人となっている¹³。サケオ県ではタイ側のアランヤプラテートとカンボジア側のポイペトが陸路で繋がっており、国境検問所があり、古くから両国の間では人の往来があった地域である。タイ東北部に位置するスリン県もまた同様にカンボジア側との国境検問所を設置しており、両国間の人の往来が盛んな地域である。

一方、ミャンマー人は北部のターク県 432 人、南部のラノーン県 403 人となっており、いずれもタイ・ミャンマー国境にあり、両国を往来するための国境検問所が設置されている。北部は農業、南部は漁業に従事するミャンマー人労働者が多数とみられる。

カテゴリ別、地域別にタイの外国人労働者、特に CLM 諸国からの移民労働者について統計からその実態を見てきたが、統計にあらわれる数字を見るだけでも、CLM 諸国からの非熟練労働者たちがタイの産業を支える重要な労働力となっていることは明らかである。

しかし、これらの数値は、労働省が把握しうる労働者数、つまり、合法的に就労許可を

¹³ 県単位の統情報は、สำนักงานแรงงานต่างด้าว กรมการจัดหางาน กระทรวงแรงงาน, *op.cit.* 3, 表 6.

得ている外国人労働者の数であり、就労許可を得ずに就労している不法就労の外国人労働者数も相当な数に上るものと推測されている¹⁴。労働省雇用局の2016年12月の発表¹⁵によれば不法就労外国人労働者は36,588人とされているが、新聞報道では134万人¹⁶と報道されている。政府が実際の労働者数も把握できないまま、就労許可を得ないままタイ領内で就労するCLM諸国からの移民労働者は増加の一途をたどっている背景には、非熟練労働者の管理政策に何らかの問題があるのではないかと疑問を持つのは当然のことであろう。タイ政府はいかに非熟練外国人労働者を管理しようとしているのか、次章では、その政策、法的枠組みについて、その変遷とともに概説する。

3. タイ政府による外国人労働者政策

3.1 外国人労働者政策の変遷

3.1.1 非熟練外国人労働者の急増

2009年以降、タイ政府は、増加し続けるCLM諸国からの不法就労者を「合法化」するために、それまでの非熟練外国人労働者に対する政策を緩和し、定められた手続きに基づき、2年間の就労許可を与えるという政策を実施してきた。しかし、タイ政府は依然として、CLM諸国からの非熟練労働者に対し、適切で永続的な政策を打ち出すことができないままでの批判を受けている¹⁷。タイはこれまでどのような政策で外国人労働者を管理してきたのか、その変遷をたどってみよう。

インドシナ半島の中央部に位置するタイは、古くから人の移動が活発であり、長い時間をかけて多くの民族が交錯し、共存してきた。

第二次世界大戦後、インドシナ半島の国々が内戦により疲弊していった一方で、タイは経済成長を続け、1988年にはチャーチャーイ首相¹⁸の「インドシナを戦場から市場へ」のスローガンのもと推し進められたインドシナ諸国間の貿易促進政策により、メコン流域国のなかで経済的リーダーの立場を確固たるものとしていった。それに伴い、タイ国内では労働者の都市への流入が増加し、農業や漁業といった第一次産業に従事する労働力が急速に減少していった。また、それに先立つ1970年代には、タイは非熟練労働者の海外への送出国となっており、これらの影響を受けてタイ国内の非熟練労働者の不足が深刻化していった。一方、タイと、タイと国境を接するCLM諸国との間の経済格差は広がり、CLM諸国の非熟練労働者は仕事と賃金をもともとタイ領内に流入するようになり、またタイの経営者たちはそのようなCLM諸国の非熟練労働者を「非合法」なかたちで、低賃金で雇用するようになったのである。タイの国境10県における非熟練外国人労働者の数は、1993

¹⁴ Yongyuth Chalamwong and Alongkorn Chaladsook, *End Thailand's relaxed labour laws*, Bangkok Post, 27 July, 2016. <<http://tdri.or.th/tdri-insight/labour-laws/>>

¹⁵ กลุ่มงานวิเคราะห์และประเมินผล สำนักตรวจและประเมินผล สำนักงานปลัดกระทรวงแรงงาน, ข้อมูลสำคัญด้านแรงงานประจำเดือนธันวาคม ๒๕๕๙, (労働省事務次官室監査評価室, 『2016年12月労働に関する月例重要資料』), 2016.12, p.19.

<http://www.mol.go.th/sites/default/files/2._khmuulsamkhay_th.kh_.59.pdf>

¹⁶ *op.cit.*2.

¹⁷ *op.cit.*14.

¹⁸ チャーチャーイ・チュンハワン (1920-1998。首相在任期間 1988年-1991年)。文民政権として柔軟なインドシナ外交を展開。タイの経済成長をけん引した。

年には 200,000 人であったのが、2 年後の 1995 年には倍の 400,000 人に膨れ上がり、そのなかでも特にミャンマーからの非熟練労働者の数が目立って多くなっていたといわれている。特に、1997 年のアジア経済危機以降、それまで以上に安価な労働力を求めるタイの経営者たちが CLM 諸国からの非熟練労働者を雇用するようになり、農業・漁業のみならず、建設現場の作業員や工場労働者、家事労働者としてタイ全土で CLM 諸国からの非熟練労働者が雇用されるようになった¹⁹。

このような状況にもかかわらず、タイは、1950 年の「仏暦 2493 年入国管理法」においても、1978 年の「仏暦 2521 年外国人就労法」においても非熟練外国人労働者の就労を認めておらず、タイに流入している非熟練外国人労働者たちは「非合法」な「不法就労者」としてタイ経済の底辺を支える存在となっていったのである。

3.1.2 閣議決定による非熟練労働者の管理政策

CLM 諸国の非熟練労働者のタイへの流入が著しく増大しているにもかかわらず、タイ政府は、タクシン政権期の 2001 年に「不法就労者管理委員会 (National Committee on Illegal Worker Administration: NCIWA) を設置するまで、CLM 諸国からの非熟練労働者を管理する組織をもたなかった。タイ政府が CLM 諸国からの非熟練労働者に対する具体的な政策を打ち出したのは、1992 年 3 月 17 日付けの閣議決定が初めてであり、それ以降、タイ政府の不法就労者管理政策は、閣議決定により示され、国家安全保障評議会 (Office of National Security Council : NSC) と労働省がその実施にあたってきた。

タイ政府がまず管理の対象としたのが、ミャンマー国境地域で急増していたミャンマー人労働者であった。1992 年 3 月 17 日付けの閣議決定により、ミャンマー国境 10 県における非熟練外国人労働者に対し登録制を導入し、登録者には 1 年間の就労許可を与えることとした。但し、この閣議決定においては対象業種の特定はされていない。1993 年には、漁業が対象として明記され、対象地域はミャンマー国境のみならず海沿いの県に拡大した。その後 1996 年には、対象地域をミャンマー国境、海沿いの県、そして内陸県あわせて 39 県まで拡大し、対象業種は 7 業種、就労許可は 2 年間となった。

しかしその後、1998 年から 2001 年までの間の閣議決定は、この問題を管轄する組織を欠いていたことから、対象地域、対象業種、就労許可期間それぞれが一貫性、継続性のないものとなっていった。例えば、対象地域をとってみると、1998 年には対象地域は 39 県から 54 県に拡大されたにもかかわらず、2000 年には再び 37 県に縮小されることとなり、大きな混乱を招く結果となった。対象業種についてみると、1996 年には 7 業種とされていたものが 1998 年までの間に 47 のグループに細分化されるようになっていたが、1999

¹⁹ สถาบันวิจัยเพื่อการพัฒนาประเทศไทย, การทบทวนนโยบาย ยุทธศาสตร์ การบริหารจัดการและแรงกดดันใน การนำเข้าแรงงานข้ามชาติของประเทศไทย , สำนักงานแรงงานระหว่างประเทศ ประจำภูมิภาคเอเชียและแปซิฟิก, ILO/Japan โครงการระหว่างภูมิภาคขององค์การแรงงานระหว่างประเทศว่าด้วยการจัดการแรงงานข้ามชาติใน ภูมิภาคเอเชียตะวันออกเฉียงใต้ (タイ開発研究所 (TDRI) 「タイ越境労働者の流入における政策・ 戦略・管理行政の再考」), 2009, pp.5-6.

年から 2000 年の間に 17 のグループにまで縮小されてしまった。また、就労期間をみると、1996 年に 2 年間とされた就労許可期間も 1998 年から 2000 年までの間に 1 年ごとに短縮される結果となった。これらの数々の混乱した決定にはそれぞれ明確な根拠はなく、不法就労者を管轄する専門の組織がないこと、経験の不足といったことがその要因であると指摘されている²⁰。

図表 21：1992 年から 2000 年の間の CLM 諸国からの移民労働者に対する就労許可制度の変遷

年	対象地域	対象業種	就労許可期間
1992	ミャンマー国境 10 県	-	1 年間
1993	ミャンマー国境, 沿岸県	漁業	-
1996	39 県 (ミャンマー国境, 沿岸, 内陸)	7 業種	2 年間
1998	54 県	47 分類	1 年間
2000	37 県	17 分類	-

1996 年から 2000 年までの内閣の閣議決定に基づいて登録をした移民労働者数は、372,000 人から 99,650 人へと減少している一方で、2001 年に始まった新たな制度のもとでの登録者数は、568,285 人となっている。これは、この期間に一貫性のない政策が実施されてきたために、登録をせずに不法就労者の立場のまま就労する CLM 諸国の非熟練労働者が増加し続けていたことを意味している²¹。

また、2001 年 6 月 1 日付けで改正された「外国人就労法」では、不法就労者数増加の抑制を目的として、就労許可手続きにかかる様々な手数料をすべて 10 倍に引き上げることが定められた。しかしその結果として、正規の手続きを経ずに就労する不法就労者をますます増やす結果となったのである。このように、一貫性と継続性のない政策を打ち出すタイ政府に対し、雇用主は、違法な雇用であることを知りながら、経済的負担につながる登録料を支払うことなく、CLM 諸国からの非熟練労働者を不法就労者として雇用し続けていたのである。

3.1.3 タクシン政権期の非熟練外国人労働者政策

2001 年、タクシン・シナワット²²が新しい首相に就任し、タイ政治には新しい時代が訪れた。タクシン新政権は急激な行政改革を断行し、非熟練外国人労働者の管理政策にも大

²⁰ *ibid.*, pp.19-20.

²¹ *ibid.*, p.20.

²² 2001 年選挙によりタクシンが党首をつとめるタイ愛国党が第一党となり、首相に就任。独自の政治手法によりさまざまな改革を実行したが、政界の対立構造が激化し、汚職疑惑などから反タクシン派による退陣要求運動がおこるなどその後のタイの政治の混乱を招く要因となった。2006 年 9 月、クーデタにより政権は崩壊。事実上の亡命生活を余儀なくされている。

きな転換がもたらされた。2001年8月28日付けの閣議決定により、これまで非熟練外国人労働者の就労が制限されていた地域と業種の制限を取り払い、すべての地域、すべての業種について非熟練外国人労働者の就労を認める決定をしたのである。また、「2001年不法就労外国人労働者の管理に関する首相府規則²³」に基づき、「不法就労者管理委員会²⁴ (National Committee on Illegal Worker Administration: NCIWA)」を設置し、外国人労働者の管理政策の制度化に着手した。タクシン政権期はタイの経済発展を促進するためにCLM諸国からの非熟練労働者を積極的に活用する政策を打ち出していた。

NCIWAの主眼は不法就労をさせないことにあったはずだが、すでに数多くの不法就労者が存在している状況では、非熟練外国人労働者管理を徹底させ、これ以上不法就労者を増加させることなく合法的な手続きで入国、就労させるように管理することが求められていた。

NCIWAによる管理手続きでは、非熟練外国人労働者を雇用する雇用主が外国人労働者一人につき4,450バーツの手数料を支払うことで、まず6か月間有効の就労許可証が発行され、その後、1,200バーツの手数料を支払うことで、さらに6か月間、就労許可が延長される、という仕組みになっていた。4,450バーツの手数料のうち3,252バーツは就労許可証の発行手数料、残りの1,200バーツは健康診断費用に充てられていたが、雇用主が支払う前提の手数料も現実にはその多くが労働者の賃金から差し引かれていたという指摘もある²⁵。

タクシン政権の始めた新たな外国人労働者政策も不法就労外国人労働者数の増加に歯止めをかける画期的な政策とはなりえなかった²⁶。柔軟性に乏しく、法を厳格に適用しない行政側の対応を要因として、就労許可証の申請者数は、2001年の568,285人から2003年には288,780人へと減少していったのである²⁷。

2004年3月、特にCLM諸国からの不法就労の外国人労働者に就労許可の機会を与え合法化する一方で、就労期限を超過した労働者とその家族を速やかに自国に帰還させることを目的とした新たなマスタープランに基づく外国人労働者政策が閣議決定された。

そこでは、i)すでにタイ国内に居住するすべての不法就労外国人労働者に対し、

²³ ระเบียบสำนักนายกรัฐมนตรีว่าด้วยการบริหารแรงงานต่างด้าวหลบหนีเข้าเมือง พ.ศ. 2544

(2001年不法就労外国人労働者の管理に関する首相府規則)

<<http://drmlib.parliament.go.th/site.php?mod=document&op=preview&url=aHR0cDovL2RsLnBhcmxpYW1lbnQuZ28udGgvYml0c3RyZWFTL2hhbmRsZS9saXJ0LzI4NTA2Mi9TT1AtRElQX1BfMTA0MDgxM18wMDAxLnBkZj9zZXF1ZW5jZT0x&handle=285062&email=&v=preview>>

²⁴ タイ語名称は、คณะกรรมการบริหารแรงงานต่างด้าวหลบหนีเข้าเมือง。

²⁵ สถาบันวิจัยเพื่อการพัฒนาประเทศไทย, *op.cit.* 19, p.12.

²⁶ 例えば、対象地域の制限をなくしたために、すでにタイで就労した者が、場所を移動し他の県で新たに就労許可を申請する方法が、タイで就労し続ける手段として利用されるといった例があげられる。สถาบันวิจัยเพื่อการพัฒนาประเทศไทย, *op.cit.* 19, p.21.

²⁷ สถาบันวิจัยเพื่อการพัฒนาประเทศไทย, *op.cit.* 19, p.21.

「TR38/1 カード」²⁸と呼ばれる外国人就労許可証を与え、タイ国内での一時的な居住と就労を許可すること、ii) すでにタイで就労している CLM 諸国出身の労働者に対し、送出国の国籍証明に基づき、労働者の地位決定のための手続きを整備すること（「国籍証明手続き」による就労許可）、iii) CLM 諸国との間に締結した二国間覚書を履行し、CLM 諸国から合法的に労働者をリクルートし就労させること、の3点をプランである。

この政策の実施にあたり、タイ政府の関係機関はそれぞれ次のような動きをみせた²⁹。

まず、内務省は、タイに居住して1年以上の CLM 諸国からの移民労働者及び彼らに帯同する家族の人数を把握する調査を開始し、登録済の CLM 諸国からの移民労働者は1,284,920人との結果を示した。労働省は、雇用者側の外国人労働者雇用の要望実態を把握するために、雇用者側の統計調査を実施。調査の結果、登録済の雇用主は、248,746事業所、雇用主が雇用を希望する外国人労働者の総数は1,598,752人ということがわかった。また、公共福祉省は、登録手続きを済ませた外国人労働者に対し健康診断を実施し、884,634人が健康診断を受診した。国防省と警察は、不法就労者のさらなる流入を抑止するため、国境地帯の監視を強めた。

しかし、このようなタイ政府の政策に対し、政策と CLM 諸国からの不法就労者の実態とが乖離しているという問題点、また行政側の政策実施や人材の問題点が指摘されている³⁰。

現時点においても、不法就労者数の把握は困難であり、その数が減少したことを示す確たる証拠はないことを考えれば、タクシン政権期から始まった CLM 諸国からの移民労働者に対する新たな政策が不法就労者数を減少させるという点で期待された効果をあげたとは言い難い。タクシン政権期の政策もそれまでの政策と同様、労働者本人や雇用主が手続きを回避する理由となる煩雑な手続きと高額な登録料を要求し、短期的かつ一貫性に欠けた政策であったといわざるを得ない。

一方で、先に述べた新たなマスタープランに基づき、CLM 諸国からの移民労働者を合法的、かつ効率的にリクルートするために、NSC が中心となりタイ政府が取り組んだのが、CLM 諸国との間で締結する労働者雇用における協力に関する二国間覚書（Memorandum of Understanding : MOU）の締結への動きである。次に、このタイと CLM 各国が結んだ二国間覚書についてその詳細を述べることにする。

²⁸ 通称「ピンクカード」と呼ばれている。

²⁹ สถาบันวิจัยเพื่อการพัฒนาประเทศไทย, *op.cit.* 19, p.21

³⁰ 具体的には、政策は CLM 諸国の労働者に焦点をあてているが、労働者が真に CLM 諸国の出身か否か明確にさせていないため、第三国の労働者が CLM 諸国の出身者として登録され就労している実態がある。CLM 諸国の労働者の家族の取り扱いが不明確で統一性がない。CLM 諸国の労働者が許可された業種以外の業種に就労している実態がある。外国人労働者の雇用割合の政策により、タイ人労働者の就労の場が制限されている実態がある。外国人労働者の権利保障が十分ではない。事業所の安全や福祉が十分ではない。ミャンマー人の国籍証明が困難という問題が生じている。行政側の問題については、外国人労働者にかかる行政手続きを担当する人員が十分でない、登録料の徴収が厳格でない、行政と NGO 等との協力関係の構築が必要ではないか、といった指摘がなされている。*ibid.*, pp. 24-27.

3.2 CLM 各国との労働移動に関する二国間覚書

前述のとおり、2001 年以降、タクシン新政権が取り組んだ外国人労働者政策の一環として、タイ政府は、図表 22 のとおり、2002 年及び 2003 年にかけて「労働者雇用における協力に関する二国間覚書 (Memorandum of Understanding on Cooperation in the Employment of Workers) ³¹を CLM 各国と締結した。

図表 22：タイと CLM 諸国との二国間覚書の締結

発効日	相手国
2002 年 10 月 18 日	ラオス
2003 年 5 月 31 日	カンボジア
2003 年 6 月 21 日	ミャンマー

これらの CLM 諸国との二国間覚書は、1999 年に採択された「不法移民に関するバンコク宣言」³²をうけ、NSC が旗振り役となり進めた CLM 各国との協定であり、同宣言の成果ともいえる³³。

タイ政府が CLM 各国と結んだ二国間覚書が想定するのは図表 23 に示す 4 つの種類の労働移動、すなわち、一時的労働移動、季節的労働移動、訓練生・プロジェクトベースの労働移動、国境地域の労働移動である。

図表 23：労働移動と移民労働者の種類³⁴

労働移動の種類	移民労働者の態様
一時的労働移動	工場、家内労働、農場で就労する低程度・中程度の熟練労働。2-5 年の就労。経験・技術の習得を希望。
季節的労働移動	非熟練・低程度の熟練労働。3-6 か月の短期就労。農業・サービス業の二次的労働者。経験・技術の習得は望まず、短期間の収入を重視。
訓練生・プロジェクトベースの労働移動	特別なプロジェクトや工場での就労のための中程度・熟練労働者。海外就労中の技

³¹ 二国間覚書の英語版は、それぞれ、次の URL から確認できる。

<http://www.ilo.org/asia/info/WCMS_160929/lang-en/index.htm>

<http://ilo.org/asia/info/WCMS_160844/lang-en/index.htm>

<<http://un-act.org/publication/view/memorandum-of-understanding-between-the-government-of-the-kingdom-of-thailand-and-the-government-of-the-union-of-myanmar-on-cooperation-in-the-employment-of-workers/>>

³² “The Bangkok Declaration on Irregular Migration”, 1999 年 4 月 23 日採択。アジア太平洋諸国 19 か国（オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム、香港）が署名。
<<http://un-act.org/publication/view/the-bangkok-declaration-on-irregular-migration-1999/>>

³³ Pracha Vasuprasat, *Inter-state Cooperation on Labour Migration: Lessons learned from MOUs between Thailand and neighbouring countries*, ILO Regional Office for Asia and the Pacific, 2008, p.2

³⁴ *ibid.*, p.3

働移動	術習得を目指す。
国境地域の労働移動	国境地域の自然発生的な労働市場における労働者。短期あるいは毎日越境し就労する労働者。国境地域に居住し、国境地域で季節労働に従事することが多い。

タイと CLM 各国との二国間覚書は、各二国間覚書の第 1 条において、効率的な雇用の実現、搾取からの移民労働者の権利保護、期限を遵守した移民労働、違法な人身売買の防止と抑制を目的として、移民労働に関する政府間の協力関係の構築のために覚書を締結すると定めている。しかし、NSC が中心となって二国間覚書の締結を進めたことが示すとおり、タイ政府は移民労働者問題を「国家の安全保障」の文脈でとらえているため、覚書の内容は、不法就労・不法雇用の防止に重点がおかれ、労働市場のニーズや労働者の権利保護への関心は低いものとなっているという問題が指摘されている³⁵。例えば、各二国間覚書の第 7 条には、労働者がビザ等の渡航書類や就労許可を得るための送出し国の「協力」が定められている。これは、送出し国に労働者の国籍を証明する書類（身分証明書、臨時旅券等）の発行に協力するよう要請することを意味しているものの、その書類の取得には労働者自身が時間を費やし、経済的負担を負うことになるのである。ここには、労働者の権利保護の観点は見受けられない。

各二国間覚書は共通する 4 つの内容を定めている。すなわち、i) 労働者雇用の適正な手続、ii) 就労期間を満了した労働者の本国への効果的な帰還、または一方当事国政府による強制送還、iii) 労働者の権利保護、iv) 違法越境、違法な人身売買、違法な労働者雇用の防止及びそれらに対する効果的な対応の 4 点である³⁶。

また、二国間覚書を適正に履行するために二国間覚書の履行のための機関が設けられることが定められており、当事国の政府組織や権限を有する仲介業者等がその任にあたることになる。労働者の送出しにおいて長年の経験を持つバングラデシュ、インドネシア、フィリピン、スリランカ、タイといった国々においては、送出しを専門に担当する組織を有している³⁷が、これらの国々と比較し、労働者の送出しについて経験の少ない CLM 諸国

³⁵ ILO Regional Office for Asia and Pacific, *Review of the effective of the MOUs in managing labour migration between Thailand and neighbouring countries*, ILO Regional Office for Asia an Pacific, Bangkok, Thailand, 2015, p. 8.

ILO は、移民労働者に関する勧告(第 86 号)(1949 年改正)(Migration for Employment Recommendation (Revised), 1949 (No. 86)

<http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_INSTUMENT_ID:312424> において、避難民や難民を含む一時的及び永久的移民に関する模範協定を添付しており、そこには、次の内容を規定すべきとして 29 の項目が示されている。すなわち、1)情報の交換、2)欺瞞的宣伝に対する措置、3)管理上の手続、4)書類の効力、5)移民の条件及び基準、6)募集、移入及び職業紹介の機関、7)選考試験、8)情報と移民の援助、9)教育及び職業訓練、10)被訓練者の交換、11)輸送条件、12)旅費及び生活維持費、13)資金の移送、14)順応及び帰化、15)生活及び労働条件の監督、16)紛争の解決、17)均等待遇、18)営業、就業及び不動産取得権、19)食料の供給、20)住宅条件、21)社会保障、22)雇用契約、23)雇用の変更、24)雇用の安定、25)強制送還に関する規定、26)帰国旅行、27)二重課税、28)協力方法、29)最終規定、である。

³⁶ *op.cit.*35, p.9.

<資料 3>タイ政府と CLM 各国との二国間覚書を参照。

³⁷ Pracha, *op.cit.*33, p.5.

にとっては、それらの組織運営に携わる人材やその能力の不足は否めないであろう。

雇用期間が就労した労働者の自国への帰還のために、各二国間覚書第 11 条では労働者が給料の 15%にあたる額を基金に預けるシステムを設けることが規定されており、労働者が就労期限を過ぎても帰国しない場合には、当該労働者が預けた基金は受け入れ国に没収される仕組みとなっている。これは労働者が送出し国に必ず帰還することを担保するためのシステムであると同時に、一方で他の不法就労労働者たちを本国に送還するための経費に充てられている³⁸。

また、各二国間覚書第 8 条には、送出し国は、二国間覚書に基づき送り出す労働者の記録をデータベース化し最低 4 年間保管しておくことが定められている。これは当該労働者が期限通りに帰国するかを確認するためでもある。しかし、送出し国にとって、労働者記録のデータベースシステムを維持することは、その技術力と人材の不足により非常に困難なことだとの指摘もある³⁹。

各二国間覚書第 9 条は労働者の雇用期限を定めており、一度の申請で 2 年間、期間延長の申請によりさらに 2 年間、合計 4 年間まで雇用期間が認められると規定されているが、期限が満了し自国に帰還した労働者は、その後 3 年間は二国間覚書に基づく就労を申請することができないと規定されている。これは、二国間覚書に基づき就労する労働者の多くが非熟練労働者であるという前提に基づく規定であり、熟練技術を必要としない職種に就いている一人の非熟練労働者が職場を離れた場合も、すぐに他の非熟練労働者がとってかわることができるという考え方が根底にある。当然のことながら、この規定には、CLM 諸国からの非熟練労働者をタイに定住させないという目的が含まれており、さらに言うならば、CLM 諸国の労働者が長い期間タイで就労することで技術を習得することは期待できなくなることを意味している。

二国間覚書では、労働者の権利保護のために、一時帰国の権利(各二国間覚書第 13 条)、就労する国の法律により保護される権利(各二国間覚書第 17 条)、性別、民族、宗教による差別の禁止(各二国間覚書第 18 条)、労働争議の権利(各二国間覚書第 19 条)を定めている。しかし、これらの規定の履行実態は定かではない。給与額がタイの労働者よりも低い場合や雇用主に旅券を取り上げられている場合もあるといわれている。そこで問題となるのは、言語の壁とこのような CLM 諸国からの移民労働者が権利侵害に対して訴えをおこす手段をもたないことにあるとの指摘がなされている⁴⁰。

各二国間覚書は、違法な人身売買、違法な労働者雇用の防止のための規定として 2 つの条文を設けているが、果たしてそれらの規定も確実に履行され、実効性のあるものとなっているか否か疑問が残る。公式な数字といった明確な証拠があるわけではないものの、二国間覚書を締結してから時間が経過した現在でも一向に減少しない不法就労者への対策を議論していることを考えれば、その答えは明らかであろう。

このように CLM 各国との二国間覚書が締結されたが、前述のとおり、2016 年 12 月

³⁸ *ibid.*, p.6,

สถาบันวิจัยเพื่อการพัฒนาประเทศไทย, *op.cit.*19, p.55.

³⁹ Pracha, *op.cit.*33, p.6.

⁴⁰ *ibid.*, p.8.

現在、二国間覚書手続きに基づいて雇用契約をしている CLM 諸国からの移民労働者は、392,746 人で外国人労働者全体の四分の一を占めてはいるものの、6 割を超える国籍証明手続きにより就労する CLM 諸国からの移民労働者数と比較するとそれほど多い数とはいえない。これは、二国間覚書手続きに基づき雇用される労働者の職種が、継続的に雇用されることを前提とするサービス業などには適応しやすい一方で、タイの労働市場で多く必要とされている短期的な建設作業員といった職種には適さないためと考えることができる。

ILO アジア太平洋事務所は、二国間覚書に基づく手続きによる CLM 諸国からの移民労働者数が増加しないことの具体的な要因と改善を促す提言を示すレポート⁴¹を公表している。そのなかでは、二国間覚書に基づく手続きの申請、労働者の権利保護、帰還手続き、二国間覚書に基づく行政手続きについて、それぞれいくつか点について提言を行っている。

例えば、二国間覚書に基づく手続きにかかる時間の短縮、申請にかかる経費を安価にすること、複雑な手続きを簡素化すること、手続きに関する情報を簡単にかつ広範囲に発信することが、二国間覚書に基づく手続きへの申請の壁を低くすることにつながるという提言や、現在、CLM 諸国からの移民労働者の労働者としての権利が著しく侵害されている状態を改善することが急務であるといったことがその内容となっている。この点についてみれば、CLM 諸国からの移民労働者もタイ人労働者と等しく、「仏暦 2541 年（1998 年）労働者保護法」により保護されなければならないことは当然のことであろう。また、二国間覚書に基づく手続きについては、両国政府と両国の行政機関、またそのほかの関係機関が連携して取り組むことが求められるとの指摘もなされている。

タイ政府と CLM 各国がこれらの提言と具体的な改善策をどの程度、取りいれていくことができるかは明らかではないが、二国間覚書に基づく手続きを改善していくことができるならば、不法就労者数の削減が現実のものとなっていくであろう。

3.3 「仏暦 2551 年（2008 年）外国人就労法」

このようにタイ政府は、閣議決定により増加し続ける不法就労の非熟練外国人労働者たちを何らかの手続きを経ることで合法化するという方針のもと移民労働者政策を実施し、いくつかの手続きを打ち出してきた。2008 年、それまで実施されてきた制度を包括的に規定するものとして「仏暦 2551 年外国人就労法」⁴²を制定した。同法は、それまでの「仏暦 2521 年（1978 年）外国人就労法（2001 年改正）」を全面的に改正したものである。同法は、外国人労働者の就労に関する原則の明確化、外国人労働者の就労を専門に扱い権限義務を明確に有する組織の設置、法律に基づく罰則を定めている点で、それまでの継続性と一貫性のない外国人労働者問題への政府の対応を改めるものとして、その実効性が期待されている⁴³。

まず、外国人が就労可能な業種について、第 7 条⁴⁴において定めているが、「国家の安全

⁴¹ *op.cit.*35, pp27-32.

⁴² *op.cit.*6.

⁴³ สถาบันวิจัยเพื่อการพัฒนาประเทศไทย, *op.cit.*,19, p.118.

⁴⁴ <資料 1> 「2008 年（仏暦 2551 年）外国人就労法」関連条文抜粋和訳を参照。

保障、タイ人の就労機会及び国家発展のために求められる外国人労働力の必要性に鑑み」就労可能な業種を定めると規定し、国家の安全保障を第一にしていることが明示されている。第9条では、第7条に規定に基づき就労許可を得た外国人労働者以外は、外国人の就労を禁止している⁴⁵。すなわち、非熟練外国人労働者の管理政策の流れのなかで CLM 諸国からの移民労働者に対し認められてきた国籍証明手続きによる労働者と二国間覚書に基づく労働者は、「国家発展のために求められる外国人労働力の必要性」に鑑みて、それぞれ省令で就労を認められた外国人労働者として位置づけられたのである。

NSC は CLM 諸国との間で取り交わした二国間覚書に基づく手続きを実施することで不法就労者の自国への帰還を促進する一方で、国境地域においては、CLM 諸国の非熟練労働者の国境の往来を簡便にすることで自国に居住しながらタイで就労することができるプログラムを実施してきた。そこで対象としてきた国境地域に居住する非定住あるいは季節労働の CLM 諸国の労働者たちは、第14条において「タイ国と国境を接する国に居住地を有し、同国の国籍を有している外国人で、入国管理法に基づき、旅券の代わりとなる文書を所持してタイ国内に入国する者」として、第9条による CLM 諸国からの非熟練労働者とは別のカテゴリの外国人労働者として規定⁴⁶されることとなった。

同法では、CLM 諸国との二国間覚書の内容にも適合させ、発給する就労許可証の有効期限を2年間（第23条）⁴⁷とした点、また新しく外国人労働者を自国に送還するための基金の創設（第29条～第40条）⁴⁸や、外国人労働者が就労許可証の発給や期間延長などについて不服を申し立てることのできる不服審査委員の創設（第45条～第47条）を規定している点が注目される。不服審査委員会に不服を訴えることができるようになったことは、その履行の実態には疑問が残るものの、法律上は、外国人労働者による訴えを可能とすることを意味している点で重要といえるであろう。

しかし一方で、同法では、第5章 監督（第48条～第50条）⁴⁹において、担当官による不法就労の外国人労働者に対する取り締まり権限を強化すると同時に、第6章 罰則（第51条～第56条）において、不法就労外国人労働者に対する罰則規定もまた強化している。第54条において、不法就労外国人を雇用した雇用主に対し罰金刑を定めているのに対し、不法就労の外国人労働者に対しては、懲役と罰金を併科する可能性を示しており（第51条）⁵⁰、雇用主よりも不法就労の外国人本人に対する罰則を厳しく定めている。

すなわち、合法的に就労する外国人労働者の権利は保障するが、不法就労の外国人労働者には厳しく対応するという姿勢を示しているといえるであろう。

また、これは CLM 諸国からの非熟練労働者の観点ではないが、同法第12条⁵¹では、投資促進委員会（Board of Investment of Thailand）から投資奨励を受けている企業に就労する外国人に対する就労許可制度を特別に設けている。これは、タイの経済発展における

⁴⁵ 前掲注 44

⁴⁶ 前掲注 44

⁴⁷ 前掲注 44

⁴⁸ 前掲注 44

⁴⁹ 前掲注 44

⁵⁰ 前掲注 44

⁵¹ 前掲注 44

海外投資の重要性を十分に考慮したうえでの規定であり、一般の外国人とは区別し、就労許可の申請手続きが簡素化されている。投資促進委員会から投資奨励を受ける企業に便宜を図ることで、海外投資を妨げないようにする配慮がなされている⁵²。

3.4 軍事政権における移民労働者政策

タイは、2014年5月のクーデタにより軍事政権となったが、その後の移民労働者政策は、管理、人権保護、反人身売買の面でより優先事項として扱われるようになった。軍事政権(The National Council for Peace and Order: NCPO)は、NCIWAに替る組織として、外国人労働者政策を担当する新たな委員会と小委員会を立ち上げ、さらに、全国の不法就労者を登録することができるように全国にワン・ストップ・サービスセンター(One Stop Service Centers: OSSCs⁵³)を設置した。OSSCsにおいて外国人労働者登録の対象となるのは、CLM諸国からの移民労働者に加え、ベトナム人労働者である。同年6月26日から11月29日の期間に160万人以上の不法就労者が登録をするに至った⁵⁴。

2014年のクーデタ後、首相に任命されたのはプラユット・ジャンオーチャー陸軍大将である。プラユット政権は、「タイ・プラス・ワン」政策を推進する方針を示しており、それにむけたCLM諸国との関係が築こうとしている⁵⁵。また、今後、タイは少子高齢化が進み、労働人口が減少していくことが予想され、労働力不足を補うために外国人労働者を活用するという手段も考えられる。しかし、いまのCLM諸国からの移民労働者への対応を見る限り、煩雑な手続き、管理行政の不透明さ、不十分な労働者の権利保護といった様々な面に問題を残していることを考えると、法的枠組みから根本的に変えていくことも含め、困難が残されているといえるだろう。

4. CLM諸国における国際労働移動に対する取り組み

4.1 ASEAN域内における労働移動

ASEANは域内の労働移動の問題に着目し問題の解決に取り組んできたが、その問題解決への道のりは長い。2015年9月、「CLMTVにおける移民労働者に関する労働協力促進」大臣級会合において、プラユット首相は、タイとメコン流域国との間の労働協力ガイドラインを提案し、そのなかで次の4つの点を優先課題として掲げた。すなわち、1)ASEAN地域労働者の技能開発と特殊技能訓練、2)人身売買を防止するための合法的かつ公平な移

⁵² 大友有「タイにおける外国人労働者政策-政策の変遷と「仏暦2551年(2008年)外国人就労法」-」『外国の立法』246, 2010.12, p.130.

⁵³ 「経済発展特区省令のための外国人労働者ワン・ストップ・サービスセンター」

⁵⁴ *op.cit.*35, p.6.

2016年10月から12月末までの3か月間では、12,035人がワン・ストップ・サービスセンターを利用している。*op.cit.*15, p.16.

⁵⁵ タイは長い間、製造業を中心とした労働集約型産業で外国からの投資を集めてきたが、プラユット政権は、労働集約型産業を近隣のCLM諸国やベトナムへと移転させ、研究開発や高度技術分野に重点をおく産業高度化計画を打ち出している。一方、タイに工場をおく外資系企業は、タイの賃金上昇やタイの先の見えない政情不安、2011年タイ中部が大きな被害を受けた洪水などの要因から、それまでタイに工場をおいていた外資系企業が千三拠点をCLM諸国やベトナムへ移転させる動きが始まっている。

民労働の実現、3)二国間覚書及び今後締結される条約の枠組みに基づいた協力関係の構築、4)定期的な協議の継続、である⁵⁶。

2016年5月にヴィエンチャンで開催された第24回ASEAN労働大臣会合(24th ALMM)では、「ASEANにおける働きがいのある人間らしい仕事の促進(Decent Work Promotion)のためのインフォーマル雇用からフォーマル雇用への転換に関するヴィエンチャン宣言(Vientiane Declaration on Transition from Informal Employment to Formal Employment towards Decent Work Promotion in ASEAN)⁵⁷」が採択されるなど、ASEAN域内の労働移動の枠組みの策定と人身売買を含む労働移動に伴い発生している問題の解決が急務となっていることがわかる。

国際機関においても、ASEAN域内の労働移動に関して、労働者の権利保護の観点から様々な取り組みをしている。例えば、ILOのThe Tripartite Action to Protect the Rights of Migrant Workers(GMS TRIANGLE project)⁵⁸もその一つである。2010年6月から2015年5月までの5年間にわたり、実施されてきたプロジェクトで、GMS諸国内での安全な移民労働を実現するための労働者の斡旋や労働者の権利保護の実践と拡充を目指すプロジェクトである。同プロジェクトは、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムの6か国で展開し、移民労働者に関する政策、法制度の強化、関係者(政府、労働者組織、雇用主組織)のキャパシティビルディング、移民労働者に対するサービスの提供といったプログラムを実施してきた。特に、各国においてMigrant Worker Resource Centers(MRCs)を設置し、そこでは移民労働者からの相談、法的扶助、情報提供、労働トレーニングなどを実施している。2013年の情報では、カンボジアで3か所、ラオスに3か所、ミャンマーでは3か所のMRCsが運営されている。MRCsについては、IOM主導でも設置されており、CLM諸国のなかではミャンマーで5か所のMRCsが運営されている。

これまで述べてきたとおり、タイはCLM諸国からの移民労働者の受け入れ国となっているが、では、送出し国であるCLM諸国は自国民の国外への就労についてどのような政策をとり、いかに対応しているのか、CLM諸国、特にタイにおける非熟練外国人労働者のうち、最も人数の多いミャンマーにおける取り組みについて視点をうつしてみたい。ミャンマーの取り組みを見る前に、カンボジアとラオスの送出し政策について概観する。

4.2 カンボジア

カンボジアは、「2015-2018年労働移民政策」を策定した。これは「2010-2015年労働移民政策」を発展させたもので、国家雇用政策、さらには「2014-2018年国家戦略的開発計画」と関連した政策となっている⁵⁹。労働移民政策は、i)すべてのレベルの社会対話を

⁵⁶<http://www.thaigov.go.th/index.php/government-en1/item/95280-95280/government-en1/en/government-en1>> (アクセスは2016/7/25)

⁵⁷<<https://www.asean2016.gov.la/kcfinder/upload/files/Vientiane%20Declaration%20on%20Transition%20from%20Informal%20Employment%20to%20Formal%20Employment%20towards%20Decent%20Work%20Promotion%20in%20ASEAN.pdf>>

⁵⁸ <http://www.ilo.org/asia/whatwedo/projects/WCMS_304802/lang-en/index.htm>

⁵⁹ Ministry of Labour and Vocational Training and ILO GMS TRIANGLE Project, *Policy on Labour Migration for Cambodia, December 2014*, p.5.

同じ労働者の権利及びジェンダーに配慮した政策と法律の制定と履行, ii) すべての移民プロセスにおける労働者の権利保護とエンパワーメント, iii) 移民労働者を革新と開発を導く者として認識したうえでカンボジアの社会経済の発展を高めるための移民労働と労働移動を活用すること, の3点を目的として, さらにその目的に沿った17のゴールを設定している。

労働者送出国としてのカンボジアは, タイ, マレーシア, 韓国といった国々へ労働力を送り出しており, なかでも隣国タイは, カンボジア人労働者にとって重要な就労国となっている⁶⁰。

前述のとおり, タイとは2003年に二国間覚書を締結し, 二国間覚書の枠組みによる労働者の送出しが実施されてきた。また, 2011年にはすでにタイで不法就労しているカンボジア人に対する国籍証明手続きによる就労許可の付与が始まり, カンボジア政府もタイ政府と協力し国籍証明手続きによる不法就労者の合法化を進めてきた。しかし, クーデタにより軍事政権となったタイのNCPOにより国籍証明手続きによる就労許可の付与が2014年10月31日までとされたことにより, タイで不法就労をしていた20万人以上のカンボジア人労働者が急遽本国に帰還するという事態が起きるなど, タイとカンボジアとの間の移民労働者に関する協力関係の構築が急務となっている。

4.3 ラオス

ラオスの労働者の送出し先の上位5か国は, タイ, 米国, フランス, カナダ, オーストラリアとなっており, 国外で働く労働者の送金額は2013年にはラオスのGDPの1.9-2.5%を占めている⁶¹。2010年の統計では, ラオス人労働者の就労先は, タイが49%, 続いて米国33%, フランス8%, その他5%, カナダ3%, オーストラリア2%となっており, 隣国タイでの就労が, 合法, 不法問わずもっとも多いといえる。ラオス人がタイで就労する際の業種は, 家事労働, 農業, 飲食業, 工場労働者, 建設作業員などが多い。ラオス政府は, タイにおける家事労働への就労を許可していないため, ラオス人労働者が家事労働に就労すること自体, 違法といえる⁶²。しかし, 先にも述べたとおり, ラオス語とタイ語が非常に近い言語であり, 相互の言語コミュニケーションの壁が低いことが家事労働を含むサービス業に従事する割合が高い背景にあるともいえるだろう。

<<http://un-act.org/publication/view/policy-on-labour-migration-for-cambodia/>>

⁶⁰ カンボジアは, クウェイト, カタールとそれぞれ2009年, 2011年に二国間覚書を取り交わしているが, 2014年の時点では二国間覚書の枠組みによる労働者の送り出しは実施されていない。日本との間では, 日本の外国人技能実習制度に基づく技能実習生として就労するケースがある。

⁶¹ Mana Southichack, *Lao Labor Migration and Remittance, Trends and economic and livelihood implications*, 2013, revised 2014.

<<https://data.opendevlopmentmekong.net/dataset/632a18e2-e6e1-4494-ab82-2f568b6e9dd0/resource/3e8f6f57-e038-487b-ac54-566814b7af6a/download/Lao-Migrant-Workers-Remittance-Mana-2014-final.pdf>>

⁶² Simon Baker, *Migration experiences of Lao workers deported from Thailand in 2013*, UNDP, 2015, p.21.

<<http://un-act.org/publication/view/human-trafficking-trends-asia-migration-experiences-lao-workers-deported-thailand-2013/>>

ラオス政府が国外への移民労働の法的枠組みとしているのは、労働法（2013年）⁶³、国外へのラオス人労働者派遣に関する首相令 No.68（2002年）⁶⁴、同首相令施行にかかるガイドライン（2002年）⁶⁵、国外へのラオス人労働者派遣における禁止業種及び禁止地域に関する首相令（2002年）⁶⁶、移民労働者の権利に関するアセアン宣言（2007年）⁶⁷である。ラオス政府がこのような法的枠組みを整備しているにもかかわらず、依然として不法就労のラオス人がタイで就労しているとされるのは、これらの法的枠組みの運用に改善の余地があるからだとの指摘もなされている⁶⁸。

4.4 ミャンマー

先に述べたとおり、ミャンマーからタイへ流入している労働者の数は CLM 諸国のなかで最も多い数であり、不法就労の問題を含め、タイからみた送出国としてのミャンマーは、多くの問題を抱えている。ミャンマー政府発表の統計資料からミャンマー人移民労働者、特にタイへのミャンマー人移民労働者の姿を見てみよう。

2014年の統計では、ミャンマー全体の人口は 51,486,253 人であるが、図表 24 に示すとおり、国外への移民労働者は、全体で 200 万人を超え、そのうち、タイに居住している者が最も多く 70.2%を占め、次いで、マレーシアが 15%、中国 4.6%、シンガポール 3.9%、となっており⁶⁹、その他、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦へと移民労働者が送り出されている。

⁶³ <<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/MONOGRAPH/96369/113864/F1488869173/LA096369%20Eng.pdf>>

⁶⁴ <<http://apmigration.ilo.org/resources/decree-68-2002-on-export-of-lao-workers-working-abroad>>

⁶⁵

<<http://un-act.org/publication/view/lao-pdrs-guideline-on-implementation-of-decree-on-export-of-lao-workers-working-abroad/>>

⁶⁶ <<http://un-act.org/publication/view/lao-pdrs-decree-no-3824mlsw-of-the-minister-on-forbidden-occupations-and-regions-to-export-lao-labourers-working-abroad/>>

⁶⁷ <<http://un-act.org/publication/view/asean-declaration-on-the-protection-and-promotion-of-the-rights-of-migrant-workers/>>

⁶⁸ Ministry of Labour and Social Welfare, Ministry of Foreign Affairs, and Ministry of Public Security, *Operations Manual on the Protection and the Management of Migrant Workers for three ministries of Lao PDR*, p.5.

<<http://un-act.org/publication/view/operations-manual-on-the-protection-and-the-management-of-migrant-workers-for-three-ministries-of-lao-pdr/>>

⁶⁹ The 2014 Myanmar Population and Housing Census, The Union Report, Census Report Volume 2, Department of Population Ministry of Immigration and Population, May 2015, p.41-42, p. 129-134

<http://www.dop.gov.mm/moip/index.php?route=product/product&path=54&product_id=95>

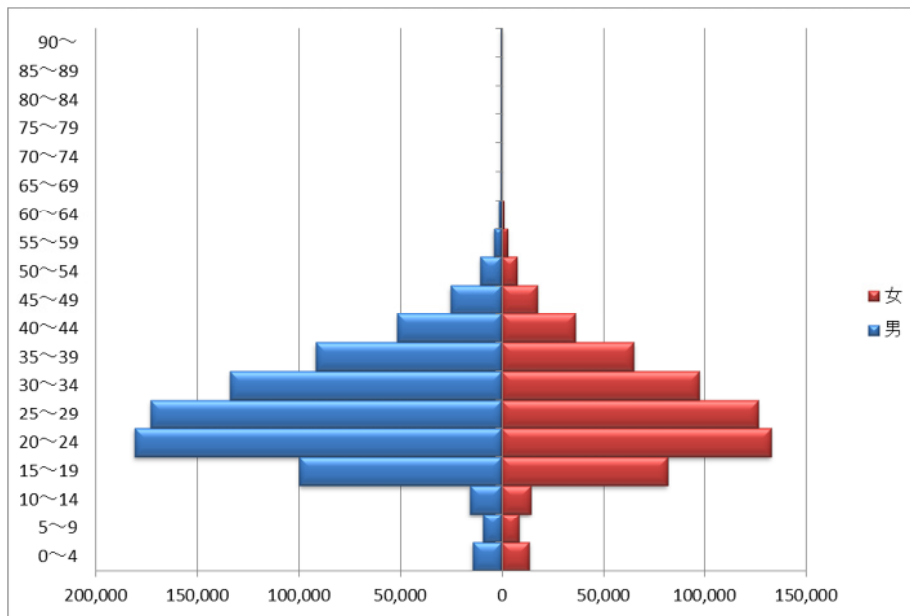
図表 24：ミャンマー国外移民労働者数(2014年)

	人数 (人)	割合 (%)	就労先								
			タイ	マレーシア	中国	シンガポール	米国	インド	韓国	日本	その他
合計	2,021,910	100.0	1,418,472	303,996	92,263	76,659	37,577	17,975	14,592	7,597	49,779
男	1,233,168	61.0	812,798	245,772	53,126	39,078	21,937	10,917	14,118	4,314	31,108
女	788,742	39.0	605,674	58,224	39,137	40,581	15,640	7,058	474	3,283	18,671
割合 (%)	100		70.2	15.0	4.6	3.9	1.9	0.9	0.7	0.4	2.5

(移民・人口省発表 2014 Myanmar Population and Housing Census より筆者作成)

このうち、タイへの移民労働者の年齢構成は、図表 25 のとおりとなっており、男女ともに若い世代、特に 20 代が最も多いことがわかる。20 代で全体の移民労働者の 43%、30 代までを含めると 69%となっている。また、乳幼児と 9 歳までの子どもが、全体の 3.2%を占めており、両親に帯同して移住している乳幼児・子どもの数も少なくないことがわかる。それと同時に、男女ともに 20 代の労働者が数多くタイに送り出されていることから、彼らがタイにおいて結婚、出産することが想定され、タイにおける移民労働者の子どもたちの権利保護の問題へとつながる要素がここに見られる。

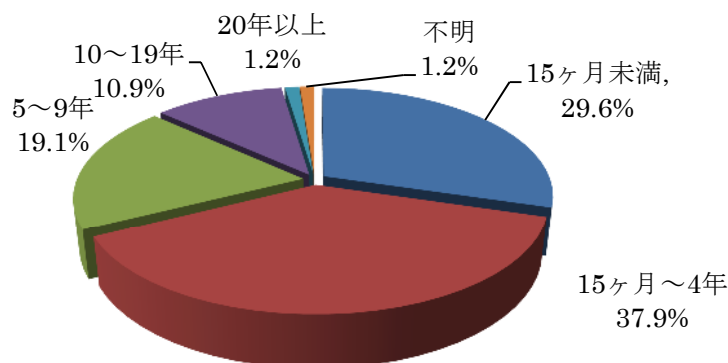
図表 25：タイへのミャンマー人移民労働者の男女別年齢構成 (2014年)



(移民・人口省発表 2014 Myanmar Population and Housing Census より筆者作成)

さらに、タイでの滞在年数を見てみると、図表 26 のとおりとなる。これを見ると、15 ヶ月未満から 4 年まであわせると 67.5%を占めており、統計に表れる数字の上では、ミャンマー人労働者たちはタイ外国人就労法で定められた就労期間内に帰還している者が多いことがわかる。

図表 26：ミャンマー人移民労働者のタイにおける滞在年数（2014 年）



(移民・人口省発表 2014 Myanmar Population and Housing Census より筆者作成)

これらの統計情報は、あくまでもミャンマー政府が把握している数値であり、タイにおける不法就労のミャンマー人労働者の真の実態をここから読み取ることはできないが、公式の統計上でも、タイでの就労が傑出して多いこと、20代、30代の労働人口の中心となる世代がタイで多く働いていることがわかる。

では、このようにタイに多くの労働者を送り出しているミャンマー政府の国外就労政策はどのようなになっているのであろうか。

まず、国外就労に関する法的枠組みとしては、国外雇用に関する法（1999年）（Law Relating to Overseas Employment (The State Peace and Development Council Law No 3/99)⁷⁰がある。同法では、ミャンマー国外における雇用について、手続き、斡旋や登録などのためのサービスエージェントに関する規定、監督委員会の設置や労働者の権利義務などについて定めている。

また、ミャンマー政府は、労働・雇用・社会保障省がミャンマー人の国外就労についての5か年計画「National Plan of Action for the Management of International Labour Migration for 2013-2017」を策定し、そこで、i) 国外移民のガバナンス、ii) 移民労働者の保護と雇用、iii) 移民労働及び開発、iv) データの収集および管理の4点を課題として設定している⁷¹。

これらの課題を解決するために、国外雇用監督委員会のもと、首都ネピドーとヤンゴン

⁷⁰ <http://www.burmalibrary.org/docs15/1999-SPDC_Law1999-03-Law_Relating_to_Overseas_Employment-en.pdf>

⁷¹ Saw Naing, *Policies on Migration Management System in Myanmar*, <http://library.pcw.gov.ph/sites/default/files/Annex%2026%20-%20Policies%20and%20Programs%20on%20Migration%20Management%20System_Myanmar.pdf>

には苦情メカニズムセンターを設置し、24 時間体制で国外就労の移民労働者が苦情を訴えるシステムを設けている。また、2012 年には、在タイ、在韓国、在マレーシアの各ミャンマー大使館に急増するミャンマー人移民労働者に関する問題を担当する労働アタッシュェを置くなど、国外就労するミャンマー人移民労働者の管理や権利保護に対応する体制を整えつつある。

また、移民労働者のリクルートのために、全国で 76 か所の事務所を設置し、また斡旋業者 202 事業所のうち 70 事業所がタイでの就労斡旋を専門としており⁷²、ミャンマー政府は就労斡旋事業者との協力のもと、タイへの送出し事業を管理している。

5. おわりに—非熟練外国人雇用の現状と課題

ここまで、タイにおける CLM 諸国からの非熟練外国人労働者について、統計上の実態と政策、法制度について考察を試みてきた。タイにおける外資系企業での雇用の実態を知りたい、というのが本稿の当初の目的であった。残念なことに、詳しい現地調査を実施することがかなわなかったため、入手可能な情報から見える部分について述べることにする。

就労許可を受けている CLM 諸国からの移民労働者たちの就労地域で最も多くなっているのが、首都周縁部、特にバンコクの北に隣接するパトゥムターニー県であることは先に触れたとおりである。同県にある大規模工業団地であるナワナコン工業団地のなかにある各社の工場で就労する CLM 諸国からの移民労働者が多いことがその要因だと指摘した。ナワナコン工業団地⁷³に入居している企業のうち、約 40%が日系企業であることを考えると、日系企業の工場においても、CLM 諸国からの非熟練労働者を雇用していることは十分に考えられる。それを裏付けるのが、盤谷日本人商工会議所の発表しているデータである。

盤谷日本人商工会議所は、毎年賃金労務実態調査を実施しているが、そのなかの従業員数の調査において、2014 年初めて「外国人従業員」として、会員の各企業における外国人労働者数の調査を実施している。ここでは、熟練労働者、非熟練労働者の区別はなされていないが、その多くがミャンマー人という調査の結果から、ここでは非熟練外国人労働者を多く含んでいるものと推測できる。日本人商工会議所の調査において調査対象とするということは、日系企業においても、非熟練外国人労働者の雇用数が増加していることを示すものといえる。

2014 年の調査では、1 人以上の外国人従業員を雇用していると回答した企業は、製造業で 13.9%、非製造業で 18.0%となっており、企業における外国人従業員数の中央値は、製造業で 18.0 人、非製造業で 4.0 人となっている⁷⁴。

⁷² *op.cit.*35, p.8.

⁷³ ナワナコン工業団地には、約 230 社の 270 工場が入居し、そのうち、約 100 社が日系企業となっている。ナワナコン工業団地のほかにも、バンコク周縁部には、ロージャナ工業団地 (Rojana Industrial Park, アユタヤ県)、バーンパイン工業団地 (Bang Pa-in Industrial Estate, アユタヤ県) 等の工業団地があり、日系企業も多く入居している。

⁷⁴ 盤谷日本人商工会議所労務委員会「2014 年度賃金労務実態調査」2014. p.6.

<file:///C:/Users/Nao%20Otomo/Downloads/2014%E5%B9%B4%E8%B3%83%E9%87%91%E5%8A%B4%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E8%A7%A3%E8%AA%AC%20(1).pdf>

2016年11月に筆者が現地日系企業（製造業）⁷⁵の日本人従業員から聞き取った情報では、CLM 諸国からの非熟練外国人労働者の雇用は、直接雇用ではなく、人材派遣業者を通じて行われるのが一般的であり、経済状況に応じてその雇用人数は増減する。近年では、4年ほど前までは非熟練外国人労働者雇用数は伸びていたが、それ以降、経済状況の悪化を背景に減少してきているという。2つの企業で聞き取りを行ったが、いずれの企業も過去にミャンマー人の非熟練労働者を雇用した経験があり、タイ人労働者との間のコミュニケーションなどに特に問題があったとは認識していない、とのことであった。いずれの企業でも、CLM 諸国からの非熟練労働者を雇用することは一般的な雇用のかたちとして認識されている印象を受けた。タイ人労働者を解雇する場合、場合によっては労働争議や裁判に発展しかねないため、雇用主側は慎重に対応する必要があるが、CLM 諸国からの非熟練労働者は、人材派遣業者を通じて雇用しているため、企業側の状況に応じて労働者数を増減させることができるという点で、便利な労働力となっていることは確かなようだ。

タイ政府にとって、CLM 諸国からの非熟練労働者の管理政策は、長年の経験を経た今も多くの問題をはらんでいる。統計上の数字のうえでは見えてこない不法就労者の問題は、タイ政府にとって解決すべき課題となって残り続けている。不法就労者の存在は、すなわち、人身売買や労働者の権利侵害、労働者の家族、特に子どもたちの権利の侵害の問題がその背景にあることを意味しており、タイの経済的な発展を希求するだけでは解決できない深刻な問題が根底にある。タイ政府は、外国人労働者管理政策のなかで最も優先すべきは「国家の安全保障」であるととらえているが、そこには、「労働者の権利保障」と「国家の経済的発展」の二つのさらなる観点が必要となることは当然であろう。

タイ政府は、国籍証明手続きを進めているものの、依然とし国籍証明手続きをすませない外国人労働者たちが残されており、2016年2月23日の閣議決定⁷⁶において、一時的な就労許可を得た外国人労働者たちへの対応を緩和することを決定していた。さらに、2022年までには不法就労者の数をゼロまで減少させたいと考えていると報道されている⁷⁷。そこでは、政府高官の発言として「外国人労働者の問題に対応し、外国人労働者たちの暮らしに関するすべての制度を改善する必要がある」と述べたとされている。

労働省雇用局の「2017年度労働改革期の行動計画」⁷⁸では、8つの重点行動計画のうち、ひとつに「人身売買と不法就労者問題の防止と解決」を掲げ、そこでは、次の10項目を実行課題として掲げている。すなわち、i) 2017年から5カ年の外国人労働者戦略のフォロー、ii) 枠組みの発展と効率的運用としての外国人就労法の改正、iii) 法律の実質的な履行、iv) 情報ネットワークの構築と発展、v) 実効性のある実施、vi) 政策上の問題解決、

⁷⁵ ナワナコン工業団地に入居している日系企業（製造業）、及びチョンブリー県ロージャナ工業団地に入居している日系企業（製造業）で聴取。2016年11月。

⁷⁶ <http://thailand.prd.go.th/ewt_news.php?nid=2765&filename=index>

⁷⁷ Bangkok Post, 9 February, 2017.

<<http://www.bangkokpost.com/news/security/1195189/government-pushes-to-document-all-migrants>>

⁷⁸ แผนปฏิบัติการ วาระปฏิรูปแรงงาน ประจำปีงบประมาณพ.ศ.๒๕๖๑ กรมการจัดหา

<http://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/bkk_th/864113eba24cafc727b544307d30732c.pdf>

vii) 問題を抱える労働者の保護, viii) 国際条約の履行, ix) 政府, 民間, NGO, 国際機関等との連携, x) 国内外における人身売買と不法就労に関する知識の普及, xi) 活動のフォローと報告, である。タイ政府自身も不法就労者問題と人身売買の問題が切り離すことのできない問題であることを認識していることがわかる。

行動計画に基づき, 労働省雇用局は, CLM 諸国からの移民労働者たちの生活の質の向上に目を向ける政策をとり始めている。例えば, 居住地区計画である。まず, CLM 諸国からの移民労働者が多く就労するサムットサーコン県とラノン県で同計画を実施し, その後, CLM 諸国からの移民労働者が多く就労する 11 県 (パトゥムターニー県, チョンブリー県, サムットプラカン県, ターク県, チェンマイ県, ナコンパトム県, ノンタブリー県, プークケット県, ソンクラーク県, ラヨン県, スラターニー県) に拡大して実施する予定となっている⁷⁹。居住地区では, 雇用主は労働者のために安価な宿舎を準備することが求められという。

2016 年, アメリカ国務省は, 人身売買に関する世界各国の対応をまとめた年次報告書において, それまで 2 年連続で最低ランクであったタイのランクを一つ上のランクに格上げした⁸⁰。タイ政府が人身売買に対し, 積極的な対抗姿勢を示していることを評価してのものであろう。しかし, それがタイにおける CLM 諸国からの非熟練労働者のおかれた状態がよくなったことの証とはならない。タイ政府にとって, CLM 諸国からの非熟練労働者政策は緊急の課題である。できる限り早急にかつ確実に不法就労者の数を減らし, また, 外国人労働者がタイ人労働者に保障されているのと同等の権利を保障される労働環境で就労できるようにすることが求められるところである。国家の安全保障, 労働者の人権保護, タイの経済的発展の三つの柱がバランスよく実現することが重要であり, それにむけた政策をどこまで具体的かつ効果的に実施できるかがタイ政府の今後の課題といえよう。

⁷⁹ *op.cit.*75.

⁸⁰ Department of State, United States of America, *Trafficking in Persons Report June 2016*, U.S. Department of State Publication, Office of the Under Secretary for civilian security, Democracy, and Human Rights, 2016, pp. 363-367.
<<https://www.state.gov/documents/organization/258876.pdf>>

<資料 1>

「2008 年（仏暦 2551 年）外国人就労法」⁸¹ 関連条文抜粋和訳

第 7 条

① 外国人が地域別、時期別に就労することのできる業務は、国家の安全保障、タイ人の就労機会及び国家発展のために求められる外国人労働力の必要性に鑑み、省令で定める。この省令により、一般の外国人と第 13 条及び第 14 条に規定する外国人を区別して定めることができる。

② 第 1 項の規定は、第 12 条に規定する外国人の就労には適用しない。

第 8 条

① 熟練労働者又は専門家を除き、タイ国内に入国し、特定の業種又は特定の性質を有する業種の事業に就労する外国人の数を制限するため、大臣は、内閣の承認に基づき、官報において、熟練労働者又は専門家以外の特定の業種又は特定の性質を有する業種に就労する外国人の雇用に対する手数料を定めることができる。

② 第 1 項に規定する外国人の雇用を望む者は、雇用契約締結の 3 日前までに、局長が定める方式により登録官に通知し、手数料を納付しなければならない。

③ 第 2 項の規定に従わない者は、納付すべき手数料の 2 倍の額の手数料を納付しなければならない。

第 9 条

① 第 7 条の規定により労働を行う外国人及び登録官から許可証を得た外国人を除き、外国人の就労を禁止する。ただし、入国管理法に基づき一時的に入国し、15 日を超えない必要かつ緊急な労働に就く外国人が当該労働につき登録官に書面により通知した場合については、この限りでない。

② 許可証の発給については、登録官が、外国人が遵守すべき条件を定めるものとする。

③ 許可証は、申請、発給、及び第 1 項に定める通知の様式及び方法は省令により定められるものとする。

④ 雇用局長は、第 2 項に定める条件の決定について、登録官が遵守すべき方針を定めるための規則を設けることとする。

第 10 条

第 9 条の規定による就労許可の申請を行う外国人は、タイ国内に在留する者、又は入国管理法に定める一時入国の許可を得た者でなければならない。当該外国人は、観光旅行者若しくは通過する者又は省令により禁止される状態であってはならない。

⁸¹ *op.cit.*6. 翻訳は、大友、前掲注 52 の部分引用及び筆者による追加作成。

第 11 条

- ① タイ国内の事業に、タイ国外に居住する外国人を雇用しようとする者は、当該外国人に代わり、許可の申請及び手数料の納付を行うことができる。
- ② 第 1 項に定める外国人に代わる許可証の申請は、省令の定める方法にしたがい実施される。

第 12 条

- ① 投資奨励法その他の法律に基づく外国人の就労許可については、その法律に基づく許可を受けた者は、局長が指定する登録官に対し、当該許可につき、内容を記載した書面により速やかに報告しなければならない。
- ② 第 1 項の報告を受けたときには、登録官は、通知を受けた日から 7 日以内に当該外国人に対し許可証を発給しなければならない。
- ③ 第 2 項に規定する許可証の発給を待つ間、当該外国人は、登録官による許可証の発給に関する通知を受領する日まで、第 24 条の規定にかかわらず就労することができる。

第 13 条

- ① 次に掲げる理由により第 9 条に規定する許可証を申請する資格のない外国人は、国家の安全保障及び社会に対する影響に鑑み、委員会の意見に基づき内閣が定めて官報で公布した業種に就労するため、登録官に許可証を申請することができる。
 - (1) 国外退去に関する法律に基づき国外退去を命じられ、国外退去に代わり、又は国外退去までの期間に、いずれかの場所で就労することを許可されていること。
 - (2) 入国管理法に基づく許可を受けずにタイ国内に入国又は在留していた者が、入国管理法に基づき国外へ退去するまでの待機期間において、一時的にタイ国内での在留を許可されていること。
 - (3) 1972 年 12 月 13 日付革命団布告第 337 号又はその他の法律に基づき、国籍をはく奪されたこと。
 - (4) タイ国内で出生したが、革命団布告第 337 号に基づき、国籍を取得していないこと。
 - (5) タイ国内で出生したが、国籍法に基づくタイ国籍を取得していないこと。
- ② 第 1 項に定める官報は、内閣がその条件を定めるものとする。
- ③ 第 1 項に定める許可証の申請及び発給は、省令に定める方法によらなければならない。

第 14 条

- ① タイ国と国境を接する国に居住地を有し、同国の国籍を有している外国人で、入国管理法に基づき、旅券の代わりとなる文書を所持してタイ国内に入国する者は、国境に接している地域又は当該地域に隣接する地域に限り、タイ国内において、特定の業種又はある特定の性質を有する業種に、所定の期間又は季節の間、一時的に就労する許可を得ることができる。
- ② 第 1 項の規定による就労をしようとする者は、登録官に対し、旅券に代わる文書を付し、一時就労のための許可証の申請を行い、省令で定める手数料を納付しなければならない。

い。

③ 許可証の発給に際し、登録官は、省令で定める方式及び手続に基づき、就労を許可する地域又は場所、就労を許可する期間、業種又は労働の性質及び当該外国人が就労する雇用主を記載しなければならない。

④ この規定は、いかなる地域、いかなる国籍、いかなる業種又はいかなる性質の労働、いかなる期間又は季節及び内閣が定めた官報で告示するいかなる条件についても適用する。

第 15 条

① 第 9 条、第 11 条、第 13 条第 1 項第(1)号及び 第(2)号、並びに第 14 条の規定により、特に省令で定める労働について就労許可証を発給された被雇用者は、当該被雇用者の送還費用を保証するため、基金に納付金を納付する義務を負い、雇用主は、当該被雇用者の賃金から納付金を控除して納付する義務を負う。

②、③ (略)

第 20 条

① 被雇用者を送還させる場合、基金は、その費用を支出しなければならない。

② (略)

第 21 条

① この法律に基づき発給された許可証は、発給の日から 2 年を超えない期間において有効とする。ただし、第 12 条の規定により外国人に発給された許可証は、当該法律に基づき就労を許可された期間において有効とする。

② 第 1 項の規定による有効期間は、入国管理法に定めるタイ国内に在留する期間の延長に影響するものではない。

第 23 条

① 許可証の有効期間が終了する前に、許可証の受給者が当該就労を継続しようとするとは、登録官に対し許可証の有効期間の延長を申請しなければならない。

② 第 1 項に規定する申請を行ったとき、有効期間延長の申請者は、登録官が許可証の期延長を認めないことを決定をするまで就労することができる。

③ 許可証の有効期間の延長は、1 回の申請につき 2 年を超えないものとし、外国人のタイ国内での定住を防止するため、必要な場合にのみ認められる。また、第 13 条第 1 項第(1)号及び第(2)号の規定に基づく外国人の場合、許可証の有効期間の延長は 4 年を超えないものとする。ただし、内閣による別段の定めのある場合にはその限りではない。

④ 許可証の有効期間の延長の申請及び許可は、省令に定める基準と手続によらなければならない。

第 26 条

① 許可証の受給者は、許可を受けた業種又は性質、雇用主、地域又は場所及び条件に従

って就労しなければならない。

② 許可証の受給者が、業種又は性質、雇用主、地域又は場所及び条件の変更又は追加を望むときは、登録官による許可を受けなければならない。

③ 許可の申請及び許可は、省令に定める基準と手続きによらなければならない。

第 27 条

許可証に明記されている地域又は場所で許可証に明記されている業種又は性質に基づき就労するために就労許可証を有する外国人を除き、外国人を雇用してはならない。

第 28 条

許可証の受給者が許可の条件に違反し、又は従わないときには、登録官は、許可証を取り消すことができる。

第 29 条

雇用局内に「外国人送還基金」と称する基金を設ける。同基金は、この法律、入国管理法及び国外退去に関する法律のいずれかに基づき、本国に送還される被雇用者、外国人、及び国外退去処分を受けた者の送還費用のための基金とする。

第 31 条

① 基金は次に掲げる目的のために使用される。

(1) この法律に基づく被雇用者の送還に必要な費用

(2) 第 18 条の規定に基づく被雇用者に対する返還金及び返還に必要な費用

(3) 入国管理法に基づく外国人の送還に必要な費用

(4) 国外退去に関する法律に基づく国外退去 処分を受けた者の送還に必要な費用

(5) 基金の運営に必要な費用。但し、基金の利息の 10%を超えないものとする。

(6) (略)

② 基金が第 1 項に定める費用に不足する場合は、政府が、必要に応じその都度、基金に支出する。

第 32 条

① 基金委員会は、労働省次官を委員長、雇用局長を副委員長とし、入国管理局の長、外務省代表、高検察庁代表、予算局代表、行政局代表、中央会計局代表、社会開発福祉局代表、並びに内閣の承認に基づき、労働、財政、工業、及び法律の分野の専門家から大臣が選任する 7 名を超えない有識者により構成される。

②、③ (略)

第 37 条

① 基金委員会は次に掲げる権限を有する。

(1) 基金の目的に基づき、基金の毎年度支出の方針、基準、条件及び優先順位を決定すること。

(2) 被雇用者、外国人又は国外退去処分を受けた者の送還に必要な費用について国籍別の算定基準を決定すること。

(3) 基金の目的及び第(1)号で定める方針、優先順位に基づき、資金の配分を審査すること。

(4) 被雇用者、外国人又は国外退去処分を受けた者の送還費用を立て替える関係機関への資金配分を審査すること。

(5),(6), (略)

②、③ (略)

第 45 条

① 外国人就労不服審査委員会は、労働次官を委員長とし、外務省の代表、国家経済社会開発委員会事務局の代表、高検察庁の代表、商業開発局の代表、投資委員会事務局の代表、国家警察庁の代表、経営者団体の代表及び被雇用者団体の代表の各 1 名、並びに大臣が任命する 3 名を超えない有識者により構成される。

②、③ (略)

第 46 条

① 登録官が、第 9 条、第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定により許可証を発給しないか若しくは就労を許可しないことを決定したとき、第 23 条の規定により許可証の有効期間の延長をしないことを決定したとき又は第 28 条の規定により許可証の取消しを決定したとき、許可証受領申請者、許可申請者、許可証の受給者、又は許可証の取消を受けた者は、それぞれ当該通知を受けた日から 30 日以内に登録官に文書を提出することにより、不服審査委員会に対し不服を申し立てる権利を有する。

② 登録官は、許可証を発給しない理由、就労を許可しない理由、許可証の有効期間の延長を許可しない理由又は許可証の取消の理由を付して、申立書を受理した日から 7 日以内に当該申立書を不服審査委員会に提出しなければならない。不服審査委員会は、不服審査申立書を受理した日から 30 日以内に不服申立てにつき裁定しなければならない。

③ 不服申立審査委員会の裁定は終のものとする。

④ 第 23 条の規定による許可証の有効期間の延長の不許可に対する不服申立てをした場合には、不服申立人は、不服申立委員会の裁定を受けるまで就労する権利を有する。

第 48 条

この法律の施行にあたり、局長、登録官及び担当官は次に掲げる権限を有する。

(1) 捜査令状又は召喚状をもって、事実関係を聴取し、関係書類又は証拠を押収すること。

(2) 外国人が法律に違反し就労しているとき若しくはその疑いのあるとき、操業時間内又は操業していると信ずるに足りる時間内において、日出から日没までの間の立入りを除き、この法律の規定により裁判所の令状をもって、捜査のために立ち入ること。この場合には、局長、登録官及び担当官は、当該場所の責任者又は関係者から事実関係を聴取し、関係書類又は証拠を押収する権限を有する。

第 50 条

- ① この法律の施行にあたり、局長、登録官、及び担当官は、刑法上の公務員とする。
- ② 担当官が、この法律に違反し許可証の発給を受けずに就労する外国人を発見し、当該外国人を担当官と共に警察署に出頭させようとした場合において、当該外国人がそれに同意しないとき又は逃亡したときは、担当官は、逮捕状なく当該外国人を逮捕し、直ちに捜査官事務所へ連行する権限を有する。この場合においては、刑事訴訟法第 81 条、第 81/1 条、第 82 条、第 83 条、第 84 条、第 85 条及び第 86 条の規定を準用する。
- ③ 捜査官の捜査を支援するため、大臣は、捜査の専門知識を有する担当官を任命し、捜査官と共に刑事訴訟法に基づく捜査を行わせることができる。この場合には、当該担当官は、この法律に違反する事件の捜査を支援する権限を有する。
- ④ (略)

第 51 条

- ① 許可証の発給を受けずに就労する外国人は、5 年以下の懲役若しくは 2 千バーツ以上 10 万バーツ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ② 第 1 項の規定に違反して告発された外国人が、30 日以内に捜査官が定める期間内に出国し送還されることに同意した場合は、捜査官は、国外退去処分を科すことができる。

第 54 条

第 27 条の規定に違反して外国人を雇用した者は、1 万バーツ以下の罰金に処する。この場合において、当該外国人が許可証の発給を受けていないとき、雇用する外国人 1 人につき 1 万バーツ以上 10 万バーツ以下の罰金に処する。

<資料 2>

「仏暦 2541 年（1998 年）労働者保護法」⁸² 関連条文抜粋和訳

第 5 条 この法律において、

「使用者」とは、賃金を支払い、労働者を雇用することに同意した者を指し、以下の者を含む。

- (1) 使用者から委任を受け、使用者を代理して労働する者
- (2) 使用者が法人の場合、法人を代理する権限を有する者、および法人を代理する者から委任を受け、その者を代理して労働する者

「労働者」とは、その名称を問わず、賃金を受け取り、使用者のために労働することに同意した者をいう。

(以下、略)

第 14 条 使用者は、民商法典に定められている権利および義務に従い、労働者を適正に処遇しなければならない。ただし、この法律に別段の定めがある場合はその限りはない。

第 14/1 条 使用者と労働者との間の雇用契約、就業規則、規律または使用者の命令が不当に使用者に有利となる場合、裁判所は、当該雇用契約、就業規則、規律または使用者の命令を公平かつ適切な場合に限って有効とするよう命ずる権限を有する。

第 15 条 使用者は、雇用において男性労働者と女性労働者を平等に処遇しなければならない。ただし、業務の性質または形態により不可能の場合はその限りではない。

第 16 条 使用者、管理者、監督者または業務監査人は、労働者に対し、性的な侮辱行為、威嚇行為または嫌がらせ行為をしてはならない。

第 44 条 使用者が満 15 歳未満の年少者を労働者として雇用することを禁止する。

第 45 条

① 使用者が満 18 歳未満の年少者を労働者として雇用する場合、使用者は、次のとおり履行しなければならない。

(1), (2), (3) (略)

② (略)

第 76 条

⁸² พระราชบัญญัติคุ้มครองแรงงาน พ.ศ. ๒๕๔๑ ราชกิจจานุเบกษา เล่ม ๑๑๕/ตอนที่ ๘ ก/หน้า ๑/๒๐ กุมภาพันธ์ ๒๕๔๑

<<http://web.krisdika.go.th/data/law/law2/%a477/%a477-20-9999-update.pdf>>

翻訳は、大友有「タイ労働者保護法」国際労働財団「アジア労働法データベース」から部分引用。<http://www.jilaf.or.jp/asia_laborlaw/data/thailand_001.pdf>

① 使用者は、次の場合を除き、賃金、時間外労働手当、休日労働手当および休日時間外労働手当から控除してはならない。

(1) 労働者が支払うべき税の支払い、またはその他法に定める金銭の支払い

(2) 労働組合同規約に基づく労働組合費の支払い

(3) 貯蓄協同組合またはその他同様の性質を有する協同組合への債務の支払い、または労働者側に利益のある福利厚生のための納付金の支払い。ただし労働者による事前の承諾を要する。

(4) 第 10 条に定める保証金、または労働者の故意または重大な過失により生じた使用者に対する損害賠償金。ただし、労働者による事前の承諾を要する。

(5) 合意に基づく積立基金への納付金

② (2)、(3)、(4) および (5) に定める控除は、それぞれ第 70 条により定められた支払い時期に労働者が受領する権利を有する金額の 10%を超えてはならず、また、合計額が同じく 5 分の 1 を超えてはならない。ただし、労働者の承諾を得た場合はこの限りでない。

第 123 条

① 使用者がこの法律に定める金銭の受領にかかる権利について違反または履行せず、労働者が当該違反または不履行についてこの法律の定めによる担当官の措置を望む場合、労働者は、労働者の就業場所または使用者の居住地の労働監督官に対し、局長の定める様式により申立てることができる。

② この法律に定める金銭の受領にかかる権利について、労働者が死亡した場合、当該労働者の法定相続人が労働監督官に申立てることができる。

<資料 3>

タイ政府と CLM 各国との二国間覚書⁸³

	対 カンボジア	対 ラオス	対 ミャンマー	備考
発効日	2003/05/31	2002/10/11	2003/06/21	
目的・焦点				
雇用、リクルート手続き	○	○	○	
労働者の本国送還条件	○	○	○	
労働者の権利保護	○	○	○	
違法なリクルート・越境・労働者雇用の防止と抑制	○	○	○	
手続き・諮問機関				
年に一度以上の高官レベルの会合	○	○	○	
覚書発効前における不法移民労働者の統合手続きの構築	○	-	○	
事前許可を必要とする移民労働者の両国におけるリクルート及び斡旋，就労許可の取り消し	○	○	○	リクルート及び斡旋は，権限のある機関により許可が必要。取り消しは，権限のある機関により申請できる。
求人，資格，条件，賃金に関する情報に関する提供	○	○	○	受入国における求人情報
雇用予定/雇用された移民労働者の年齢，学歴，業務歴，住所に関する詳細な情報の提供	○	○		
査証，就労許可，健康保険，税，雇用契約，基金への納付に関する行政手続きの実行	○	○	○	ミャンマー：労働者と雇用者の雇用契約
二国間覚書による手続きに基づき雇用された労働者のデータベース化及び 4 年間の就労期間就労後の帰国保障	○	○	○	
帰国・本国送還				
2 年間の就労期間及び最長 4 年までの就労期間延長	○	○	○	
契約満了後，3 年間の契約不可	○	○	○	ラオス：雇用契約の満了とともに就労許可も満了となる。

⁸³ Pracha, *op.cit.*33, pp.27-28.

ILO Regional Office for Asia and Pacific, *op.cit.*35, pp. 9-11.

移民労働者は、賃金の15%分を権限のある機関が設置する本国送還基金に納付することを求められる	○	-	○	ラオス：賃金の15%分の本国送還基金への納付は、受入国により実施される
移民労働者の雇用契約の終了/満了による帰国から45日以内に利息を含め基金を返還する	○	○	○	
雇用契約の終了後、本国帰国しない移民労働者の基金返還の権利は取り消される	○	○	○	
基金は、金融機関手数料及び移民労働者本国送還に利用される	○	○	○	ラオス：金融機手数料については文言なし
移民労働者は、本国への一時帰国を許可される	○	○	○	
移民労働者は、受入国の法律及び規則に従い、法的に保護される	○	○	○	
賃金その他労働者が受ける利益について、性別、民族、宗教上の差別を受けない	○	○	○	
受入国の法律及び規則に従い、移民労働者と雇用主の間の争議を可とする	○	○	○	
不法就労者に対する対応				
両国が不法越境、違法な労働者の雇用、人身売買を防止抑制する	○	○	○	
不法就労、違法な雇用、人身売買に関する両国間の情報交換	○	○	○	